



# 熊本県公報

第12422号  
平成27年5月29日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居住サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 2
- 指定介護老人福祉施設の指定…………… ( “ ) 2
- 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 3
- 熊本都市計画区域区分の変更(熊本県決定)…………… ( “ ) 3
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定…………… ( “ ) 3
- 保安林の指定…………… ( “ ) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… ( “ ) 4
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 5
- 公有水面埋立てに係るしゅん功認可(三角港)…………… (港湾課) 5
- 熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の改訂…………… (くらしの安全推進課) 7
- 平成27年度土木一式工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (監理課) 7
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正…………… (県政情報文書課) 9

### 公 告

- 平成27年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施…………… (自然保護課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 13
- 第11次鳥獣保護管理事業計画の策定(変更)…………… (自然保護課) 13
- 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の策定…………… ( “ ) 13
- 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)の策定…………… ( “ ) 14
- 熊本都市計画区域の変更…………… (都市計画課) 14
- 菊池都市計画区域の変更…………… ( “ ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 16
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 16
- 土地改良区定款変更の認可…………… ( “ ) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 17
- 平成27年度家畜人工授精に関する講習会の開催並びに同修業試験の実施…………… (畜産課) 17
- 農業振興地域の区域の変更…………… (農地・農業振興課) 17
- 農業振興地域の区域の変更…………… ( “ ) 18
- 農業振興地域の区域の変更…………… ( “ ) 19
- 農業振興地域の区域の変更…………… ( “ ) 19
- 農業振興地域の区域の変更…………… ( “ ) 19
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( “ ) 20
- 公共測量の実施…………… (監理課) 20
- 国道445号27年発生道路災害復旧(瀬目トンネル)工事に係る一般競争入札の実施…………… ( “ ) 20
- 平成26年度情報公開条例の運用状況…………… (県政情報文書課) 26
- 平成26年度個人情報保護条例の運用状況…………… ( “ ) 29
- 熊本県熊本地域雇用開発計画…………… (労働雇用課) 35

### 登 載 依 頼

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 41
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表…………… (有明海自動車航送船組合) 42
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通企画課) 47
- 自転車運転者講習に関する事務取扱規則…………… ( “ ) 48

- 政治資金規正法第 17 条第 2 項適用団体の告示…………… (選挙管理委員会) 54
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 55
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 57
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 62
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 64
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 64
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… ( // ) 65
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器  
の借入れ…………… (教育政策課) 65
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器  
の借入れに関する競争入札に参加する者に必要な資格等…………… ( // ) 69
- 平成 27 年 4 月 10 日熊本県公報目録第 3 号中…………… (県政情報文書課) 69

告 示

**熊本県告示第 507 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。  
平成 27 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社陽かりの郷	デイサービスクローバー	菊池郡菊陽町沖野二丁目 18 番 1 号	平成 27 年 6 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 508 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。  
平成 27 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社陽かりの郷	デイサービスクローバー	菊池郡菊陽町沖野二丁目 18 番 1 号	平成 27 年 6 月 1 日	介護予防通所介護

**熊本県告示第 509 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。  
平成 27 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ハートケアぬくもり	居宅介護支援事業所 ハートケアぬくもり	八代市高島町 4 285 番地 4	平成 27 年 6 月 1 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 510 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により指定介護老人福祉施設として次のとおり指定したので、同法第 93 条の規定により公示する。  
平成 27 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

開設者の名称	施設の名 称	施設の所在地	指定年月日	サービスの種類

社会福祉法人清風会	特別養護老人ホーム あけぼの苑 よらんかな	葦北郡津奈木町 大字岩城1520番地	平成27年 6月1日	介護老人福祉施設
-----------	-----------------------	--------------------	------------	----------

**熊本県告示第511号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本都市計画区域
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第512号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
市街化区域に編入する区域  
益城町大字惣領字西大道、字光堀、字南野稲迫、字北野稲迫、大字福富字野稲迫、字横道及び大字古閑字宅地の各一部並びに嘉島町大字上島字芝原、字長池及び字町下の各一部  
市街化調整区域に編入する区域  
菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目の一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第513号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市有明町楠甫字蛤り小浦5397番（次の図に示す部分に限る。）5391番、5393番、5394番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字蛤り小浦5394番・5397番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第514号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市五和町御領字二ノ迫3650番4（次の図に示す部分に限る。）3643番1、3643番2、3644番1、3653番から3655番まで、3660番1から3660番6まで。
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字二ノ迫3643番1・3644番1・3653番から3655番まで・3660番1から3660番5まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、3650番4。
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町宮野河内字山田1112番2、字樋河内1114番1、1115番、1118番1、1130番1、1131番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年5月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字川辺字立目 3785番3地先から 球磨郡相良村大字川辺字北上 川 3723番4地先まで	前	7.8 ～ 10.6	24.4	交差点 改良（ 相良村 からの 協議）
			後	7.8 ～ 13.4	24.4	

- 2 区域を変更する期日 平成27年5月29日

熊本県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年5月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦 677番地先から 同所 994番地先まで	206.9	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年5月29日

熊本県告示第518号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業いかなご打瀬網漁業	天草海
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業えびこぎ網漁業	天草海

2 申請期間

平成27年5月29日から平成27年6月4日まで

熊本県告示第519号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 2 しゅん功認可年月日  
平成27年5月21日  
熊本県指令港第4号

- 3 埋立区域
  - (1) 位置
    - ア 1工区  
宇城市三角町波多字陣内4244の32、4244の30、720の10地先  
公有水面
    - イ 2工区  
宇城市三角町波多字高々崎又744の7、744の21、744の12に隣接する無番地、744の19地先及び744の20に隣接する無番地地先公有水面
    - ウ 3工区  
宇城市三角町波多字高々崎744の20、744の18に隣接する無番地地先  
公有水面
  - (2) 区域
    - ア 1工区  
次の①の地点から⑭の地点までを順次直線で結んだ線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+4.22メートルより決定）、⑮の地点と①の地点を結ぶ昭和57年9月9日付け熊本県指令港第13号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+4.30メートルより決定）により囲まれた区域
      - ①の地点 寺島三等三角点（北緯32度36分11.9525秒、東経130度28分44.6612秒）から13度53分04秒741.474メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から59度57分13秒0.589メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から329度50分30秒1.684メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から59度43分42秒3.763メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から58度54分21秒4.446メートルの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から58度13分41秒4.060メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から57度36分33秒4.049メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から57度08分08秒2.637メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から56度43分26秒4.416メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から56度13分24秒4.033メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から55度54分29秒1.502メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から144度42分22秒1.694メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から56度06分14秒0.617メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から324度32分43秒4.891メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から238度56分07秒30.815メートルの地点

イ 2工区

次の⑯の地点から⑲の地点までを順次直線で結んだ線、⑲の地点と⑯の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

- ⑯の地点 1工区⑭の地点から54度43分15秒144.599メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から144度33分19秒4.592メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から54度29分13秒0.541メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から324度33分09秒1.700メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から54度31分02秒27.999メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から144度31分30秒1.701メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から54度28分24秒1.175メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から71度13分37秒1.072メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から341度11分31秒1.700メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から71度12分26秒7.999メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から161度14分44秒1.701メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から71度09分54秒1.370メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から54度33分11秒1.321メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から324度30分20秒1.700メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から54度30分38秒4.001メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から144度31分30秒1.701メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から54度31分15秒7.400メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から324度30分56秒1.001メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から54度31分53秒2.601メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から324度28分19秒0.700メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から54度31分06秒19.003メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から144度30分20秒1.700メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から54度29分15秒1.326メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から37度49分25秒1.370メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から307度48分25秒1.700メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点37度49分11秒7.999メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点127度48分25秒1.700メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点37度49分58秒1.071メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点54度32分10秒1.174メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点324度31分58秒1.699メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点54度30分53秒26.496メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点144度29分51秒1.701メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点54度28分25秒0.589メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点324度32分30秒4.611メートルの地点

ウ 3工区

次の㊿の地点から①の地点までを順次直線で結んだ線、①の地点と㊿の地点を結ぶ昭和59年3月15日付け熊本県指令港第37号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+4.22メートルより決定)により囲まれた区域

- ㊿の地点 2工区㊾の地点から54度31分22秒163.848メートルの地点
- ①の地点 ㊿の地点から144度30分57秒4.598メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から54度31分18秒0.560メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から324度30分20秒1.700メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から54度31分08秒27.002メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から144度30分20秒1.700メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から54度30分59秒7.399メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から324度28分56秒1.000メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から54度31分53秒2.601メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から324度28分19秒0.700メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から54度31分03秒3.502メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から54度31分56秒3.997メートルの地点

⑥2の地点	⑥1の地点	から54度35分56秒2.	489メートルの地点
⑥3の地点	⑥2の地点	から54度43分48秒3.	983メートルの地点
⑥4の地点	⑥3の地点	から54度57分05秒3.	977メートルの地点
⑥5の地点	⑥4の地点	から55度18分17秒3.	969メートルの地点
⑥6の地点	⑥5の地点	から55度45分08秒3.	961メートルの地点
⑥7の地点	⑥6の地点	から56度14分44秒3.	952メートルの地点
⑥8の地点	⑥7の地点	から56度52分39秒3.	947メートルの地点
⑥9の地点	⑥8の地点	から57度34分16秒3.	944メートルの地点
⑦0の地点	⑥9の地点	から58度22分04秒3.	939メートルの地点
⑦1の地点	⑦0の地点	から59度14分18秒3.	936メートルの地点
⑦2の地点	⑦1の地点	から60度12分50秒3.	805メートルの地点
⑦3の地点	⑦2の地点	から70度32分25秒3.	854メートルの地点
⑦4の地点	⑦3の地点	から71度51分06秒3.	920メートルの地点
⑦5の地点	⑦4の地点	から73度07分56秒3.	908メートルの地点
⑦6の地点	⑦5の地点	から74度28分53秒3.	891メートルの地点
⑦7の地点	⑦6の地点	から75度46分39秒3.	956メートルの地点
⑦8の地点	⑦7の地点	から69度07分22秒3.	822メートルの地点
⑦9の地点	⑦8の地点	から70度30分06秒3.	817メートルの地点
⑧0の地点	⑦9の地点	から71度54分24秒3.	819メートルの地点
⑧1の地点	⑧0の地点	から73度17分01秒3.	817メートルの地点
⑧2の地点	⑧1の地点	から74度42分15秒3.	817メートルの地点
⑧3の地点	⑧2の地点	から75度57分35秒3.	557メートルの地点
⑧4の地点	⑧3の地点	から77度15分54秒3.	556メートルの地点
⑧5の地点	⑧4の地点	から78度34分46秒3.	555メートルの地点
⑧6の地点	⑧5の地点	から79度51分44秒3.	557メートルの地点
⑧7の地点	⑧6の地点	から81度24分00秒3.	812メートルの地点
⑧8の地点	⑧7の地点	から171度38分06秒1.	691メートルの地点
⑧9の地点	⑧8の地点	から81度54分45秒0.	952メートルの地点
⑨0の地点	⑧9の地点	から351度02分35秒3.	411メートルの地点

(3) 面積

1 工区	107.85	平方メートル
2 工区	336.46	平方メートル
3 工区	365.62	平方メートル
合計	809.93	平方メートル

4 埋立地の用途

道路施設用地

5 埋立ての免許年月日及び番号

平成24年3月29日

熊本県指令港第7号

6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

宇城市

熊本県告示第520号

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の一部を改正する要項

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項（平成15年熊本県告示第700号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境生活部交通安全・青少年課」を「環境生活部県民生活局くらしの安全推進課」に改める。

第4条第2号中「熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本市中央区水前寺六丁目18番1号」に改める。

第18条第2項中「環境生活部交通安全・青少年課」を「環境生活部県民生活局くらしの安全推進課」に改める。

附 則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。

熊本県告示第521号

平成27年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）が適用される建設工事に係る入札参加者資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第1 調達の対象となる建設工事の種類  
 土木一式工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1に掲げる「土木一式工事」をいう。）
- 第2 申請の受付期間  
 平成27年5月29日（金）から平成27年6月9日（火）までとする。  
 その後も申請を受け付けるが、この場合は入札に間に合わないことがある。
- 第3 申請の方法等
  - 1 申請の要件  
 本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。
  - 2 申請書の入手方法  
 「入札参加者資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）の入手方法は、第9の問合せ先に問い合わせること。
  - 3 申請書の提出方法  
 申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「入札参加者資格認定通知書」を郵送するための郵便切手（第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額）を貼った定形封筒とともに、第9の提出場所に持参すること。
    - (1) 工事経歴書
    - (2) 営業所一覧表
    - (3) 法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知書（入札参加者資格の審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降のもので、直近の審査基準日のもの）の写し
    - (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
    - (5) 申請日の直前の次に掲げる税の納税証明書
      - ア 申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）
      - イ 熊本県税  
 申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）
  - 4 申請書の作成に用いる言語等
    - (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
    - (2) 申請書及び添付書類中の金額については、日本国通貨額を記載すること。（外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した日本国通貨額を記載すること。）
- 第4 競争に参加することができない者  
 次に掲げる者のいずれかに該当する者
  - 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者
  - 2 令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
  - 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - 4 申請書又は添付書類において、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - 5 第1の建設工事の種類について、法第3条の規定による許可を受けていない者
  - 6 第1の建設工事の種類について、経営事項審査を受けていない者
  - 7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者
  - 8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）第3条各号のいずれかに該当する者
- 第5 入札参加者の資格及びその審査
  - 1 第4の競争に参加することができない者については、入札参加者資格がないと認定する。
  - 2 第4の競争に参加することができない者以外の者については、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高い順に配列し順位を付して一般競争（指名競争）入札参加資格があると認定する。
- 第6 資格審査結果の通知  
 「入札参加者資格認定通知書」により通知する。
- 第7 資格の有効期間及び更新手続
  - 1 入札参加者資格の有効期間  
 資格認定の日から平成28年3月31日までとする。
  - 2 有効期間の更新手続  
 1の有効期間の経過後も引き続き入札参加者資格を得ようとする者は、平成27年度中に平成28年度及び平成29年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い入札参加者資格の審査の申請をすること。



- 第8 その他  
 1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。  
 2 既に入札参加者資格の申請を行い認定された者は、本告示による入札参加者資格の申請を行う必要はない。
- 第9 申請書の提出場所及び問合せ先  
 郵便番号862-8570  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県土木部監理課建設業班  
 電話096-333-2485

熊本県告示第522号

平成26年3月18日熊本県告示第216号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。  
 平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島 郁夫

表行政職への職種転換選考試験の項及び歯科技工士国家試験の項を削る。

表グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会の項の次に次のように加える。

グローバルジュニアドリーム事業団員選考会	得点及び順位	選考結果発表の日から1月	くらしの安全推進課
----------------------	--------	--------------	-----------

表熊本県非常勤職員採用試験（県庁総合窓口案内及び情報公開総合窓口受付業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（危機管理防災課防災情報連絡業務）	得点及び順位	合格発表の日から1月	危機管理防災課
-------------------------------	--------	------------	---------

表知的障がい者・精神障がい者を対象とする熊本県職員（非常勤職員）採用試験の項の次に次のように加える。

熊本県知的障がい者業務支援員（非常勤職員）採用試験	第1次試験及び第2次試験の総合得点及び順位	合格発表の日から1月	人事課
---------------------------	-----------------------	------------	-----

表熊本県非常勤職員採用試験（文書收受及び発送管理業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県行政文書管理嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	県政情報文書課
----------------------------	------------	------------	---------

表熊本県非常勤職員採用試験（県有財産管理等業務非常勤職員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（庁舎管理等業務嘱託員）	得点及び順位	合格発表の日から1月	管財課
--------------------------	--------	------------	-----

表熊本県非常勤職員採用試験（政党助成等事務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県広域本部地方創生業務嘱託員採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月	市町村課
天草広域本部地方創生業務嘱託員採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月	市町村課

表熊本県非常勤職員採用試験（税務嘱託員（ふるさと納税））の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（税務嘱託員（相続人調査及び減免受付））	得点及び順位	合格発表の日から1月	税務課
熊本県非常勤職員採用試験（税務嘱託員（不動産評価））	得点及び順位	合格発表の日から1月	税務課

表熊本県非常勤職員採用試験（家計調査民間指導員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（統計調査情報解	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	統計調査課
----------------------	------------	------------	-------

析員)			
-----	--	--	--

表熊本県非常勤職員採用試験（医療安全相談嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県医療免許関係等 業務嘱託員採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の 日から1月	医療政策課
-------------------------	------------	----------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（中小企業振興資金債券管理業務嘱託員）の項の次に次のように加え、同表熊本県非常勤職員採用試験（地域雇用対策推進員）の項を削る。

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県商工振興 業務支援員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	商工振興金融 課
------------------------------------	------------	----------------	-------------

表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県緊急雇用対策推進員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県Uターンアドバイザー）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県くまもと雇 用創出総合プロジェク ト推進員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	労働雇用課
--	------------	----------------	-------

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県雇用促進相 談員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	労働雇用課
----------------------------------	------------	----------------	-------

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県雇用対策業 務支援員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	労働雇用課
------------------------------------	------------	----------------	-------

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県農商工連携 支援アドバイザー）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	労働雇用課
--	------------	----------------	-------

熊本県非常勤職員採用 試験（女性・高齢者等雇 用対策推進員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	労働雇用課
--------------------------------------	------------	----------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（高等技術専門校巡回就職支援指導員）の項中「熊本県非常勤職員採用試験（高等技術専門校巡回就職支援指導員）」を「熊本県非常勤職員採用試験（高等技術専門校離職者委託訓練サポーター）」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（事務職員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（次世代モビリティ 普及促進業務嘱託員 ）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	産業支援課
---	------------	----------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（森林国営保険関係事務嘱託員）の項を削る。

表熊本県非常勤職員採用試験（建設業許可申請窓口受付対応業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用 試験（熊本県建築嘱託 員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	監理課
--------------------------------	------------	----------------	-----

熊本県非常勤職員採用 試験（建設産業振興業務 嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	監理課
-----------------------------------	------------	----------------	-----

**公 告**

**熊本県公告第350号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成27年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 受験資格
 

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

  - (1) 20歳に満たない者（網・わな猟に限り18歳に満たない者）
  - (2) 次のいずれかの病気にかかっている者
    - ア 統合失調症
    - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
    - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
    - エ 別からウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
  - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。）
  - (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 試験等の内容
  - (1) 狩猟免許試験の内容
    - ア 狩猟に関する知識試験
 

択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
    - イ 狩猟に関する適性試験
 

視力、聴力及び運動能力について行う。
    - ウ 狩猟に関する技能試験
 

狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。
  - (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
    - ア 狩猟に関する適性検査
 

視力、聴力及び運動能力について行う。
    - イ 狩猟に関する講習
 

法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。
- 3 試験等の日程及び場所
  - (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
  - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。
- 4 申請手続
  - (1) 申請書類の請求先
    - ア 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課
    - イ 熊本県県央広域本部上益地域振興局農林部林務課
    - ウ 熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課
    - エ 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課
    - オ 熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課
    - カ 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
    - キ 熊本県県南広域本部八代地域振興局農林部林務課
    - ク 熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課
    - ケ 熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
    - コ 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課
    - サン 熊本県環境生活部環境局自然保護課
    - シ 一般社団法人熊本県猟友会
  - (2) 申請書類の提出先
    - ア 狩猟免許試験
      - (ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合
 

申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。
      - (イ) 第5回及び第6回の狩猟免許試験の場合
 

熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
    - イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習
 

原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。ただし、平成27年9月6日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
  - (3) 申請書類の受付期限
 

狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の10日前までに必着のこと。
  - (4) 提出書類等

- ア 狩猟免許試験
  - (ア) 狩猟免許申請書 1部
  - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの） 1部
  - (ウ) 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）
  - (エ) 82円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
- イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
  - 狩猟免許有効期間更新申請書 1部
  - ア(イ)から(エ)までに掲げる提出書類等
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料  
 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。  
 ア 狩猟免許申請手数料5,200円。（既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円）  
 イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円
- 5 試験等 当日の携行品
  - (1) 受験票
  - (2) 筆記用具
- 6 その他
  - (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
  - (2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験	平成27年7月12日（日）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第2回試験	平成27年7月18日（土）	熊本県庁本館地下大会議室
第3回試験	平成27年8月2日（日）	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第4回試験	平成27年8月22日（土）	熊本県天草総合庁舎大会議室
第5回試験	平成27年12月13日（日）	熊本県庁本館地下大会議室
第6回試験	平成28年1月30日（土）	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成27年6月13日（土）	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」
平成27年6月20日（土）	山都町蘇陽総合庁舎
平成27年6月21日（日）	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成27年6月27日（土）	和水町中央公民館大会議室
	熊本県上益城総合庁舎大会議室
平成27年6月28日（日）	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成27年7月4日（土）	南阿蘇村久木野庁舎集会ホール
	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成27年7月5日（日）	熊本県庁本館地下大会議室
平成27年7月11日（土）	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
	熊本県菊池総合庁舎大会議室
	南小国町自然休養村管理センター大会議室
平成27年7月12日（日）	熊本県宇城総合庁舎地下大会議室
平成27年7月15日（水）	熊本県芦北総合庁舎大会議室
平成27年7月16日（木）	熊本県宇城総合庁舎大会議室
平成27年7月25日（土）	高森総合センター大会議室
	多良木町多目的研修センター研修室
平成27年7月26日（日）	芦北町立社会教育センター集会室
平成27年8月1日（土）	五木村役場会議室

平成27年8月4日(火)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成27年8月8日(土)	熊本県庁本館地下大会議室
	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成27年8月9日(日)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成27年8月23日(日)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成27年9月6日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

**熊本県公告第351号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(5工区)  
上益城郡嘉島町大字鯉字皆根1873番5、同1874番1の一部及び同1880番の一部  
188.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡嘉島町大字鯉1880番地  
医療法人回生会

**熊本県公告第352号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1407号	混合石灰肥料	ラブライム	アルカリ分 : 40.0 可溶性苦土 : 11.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町二番地	平成33年5月1日
熊本県肥第1408号	混合石灰肥料	粒状ヒューライム	アルカリ分 : 52.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	多木物産株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町二番地	平成33年5月1日

**熊本県公告第353号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により第11次鳥獣保護管理事業計画(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)を変更したので、同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務(森林保全)課において一般の縦覧に供する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第354号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)を定めたので、同条第





- 769番地、770番地、771番地1、771番地6、772番地1、772番地2、  
 773番地1、774番地、776番地1、782番地、783番地、784番地、7  
 85番地、786番地3、787番地、788番地1、788番地2、789番地、7  
 90番地、792番地、793番地、794番地、795番地、796番地1、796  
 番地3、796番地4、797番地1、797番地4、798番地1、799番地1、  
 799番地2、799番地6、800番地2、800番地4、800番地5、800番  
 地7、801番地1、802番地1及び803番地1の区域並びに字東大笹のう  
 ち65  
 2番地、653番地1、654番地1、654番地2、655番地、656番地1、6  
 56番地2、656番地3、657番地1、657番地2、657番地3、663番地ノ  
 上のうち507番地、663番地3、663番地5及び663番地6の区域並び  
 に字山ノ  
 地2、524番地1、526番地、509番地、517番地、521番地1、521番  
 地、531番地、532番地1、537番地、538番地、539番地、540番地、54  
 1番地、543番地、544番地、545番地、546番地、553番地2、554番  
 地1、555番地及び556番地1の区域  
 菊池市旭志川辺字一ノ柏木、字二ノ柏木、字下蛙石、字一ノ東沖、字二ノ東沖、字三ノ東沖、字四ノ西沖、字五ノ西沖、字六ノ西沖、字七ノ西沖、字八ノ西沖、字九ノ赤迫、字一ノ赤迫、字二ノ赤迫、字三ノ赤迫及び字三ノ赤迫の区域並びに字上蛙石のうち1935番地2、1935番地5、1938番地1、1938番地2、1938番地3、1939番地1、1940番地、1941番地及び1942番地の区域並びに字三ノ柏木のうち1856番地、1857番地1、1857番地2、1857番地4、1858番地、1859番地、1860番地1、1861番地2、1861番地4、1862番地2、1862番地4、1863番地2、1864番地1、1865番地2、1866番地1、1866番地2、1867番地7、1867番地8、1868番地5、1868番地6、1869番地1、1871番地、1871番地、1872番地、1873番地、1875番地、1875番地2、1876番地、1877番地、1877番地、1878番地、1879番地1、1879番地2、1880番地1、1880番地2、1881番地2、1882番地1、1882番地2、1883番地2、1886番地1、1886番地3、1886番地4、1886番地5、1887番地3、1888番地1、1888番地10、1888番地3及び1888番地7の区域並びに字上蛙石のうち871番地、874番地、875番地、876番地、877番地、879番地、880番地5、880番地6、882番地、884番地1、884番地3、885番地4、885番地5、885番地7、886番地3、886番地5、887番地5、888番地、889番地、890番地、891番地1、891番地4、891番地5、891番地8、894番地8、894番地8、895番地3、895番地5、896番地1、896番地3、896番地4、896番地5、896番地6、896番地7、897番地1及び897番地2の区域
- 3 新たに菊池都市計画区域に含まれる土地の区域  
 菊池市平井の全域
- 4 菊池都市計画区域から除外される土地の区域  
 熊本市北区泗水町南田島の全域

熊本県公告第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字原水字南方上2866番2、同2868番1、同2870番1及び里道の一部  
 2、486.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
 株式会社ローソン

熊本県公告第359号

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区理事長岩本末政から平成27年4月7日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年5月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第360号



宇城市に事務所を置く三角町土地改良区理事長天川幸彦から平成27年4月16日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年5月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県公告第361号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス小国店  
阿蘇郡小国町大字宮原2308
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗の名称  
（変更前） サンクスヤ小国店  
（変更後） ダイレックス小国店
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社クスヤ 代表取締役 中村 勝喜 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇173番地の4	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 届出年月日  
平成27年5月19日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課  
平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

### 熊本県公告第362号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 講習会の対象家畜  
牛
- 講習会の対象者  
熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
- 講習会の対象人数  
30人程度
- 講習会の開催期間及び場所
  - 期間  
平成27年7月27日（月）から同年8月25日（火）まで  
（8月13日、14日並びに土曜日及び日曜日を除く20日間）
  - 場所  
合志市栄3805 熊本県立農業大学校
- その他  
国内における家畜伝染病発生状況等により延期し、又は実施しない場合がある。

### 熊本県公告第363号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により熊本市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。  
平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 農業振興地域名  
熊本農業振興地域
- 範囲  
熊本市平山町、鹿埴瀬町、弓削町、中江町、吉原町、小山町、小山四丁目、小山七丁



森北、長田、村田、西寺、深川、野間口、袈裟尾、玉祥寺、木庭、藤田、下河原、市野瀬、西迫間、大平、豊間、重味、雪野、北宮、片角、木野、稗方、米原、原、四町分、班蛇口、龍門、小木、旭志麓及び弁利の一部

3 規模

20,353ヘクタール

4 区域の変更を必要とする理由

熊本市及び菊池市の市界の変更に伴い、農業振興地域の区域を変更する。

5 平面図

熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び菊池市経済部農政課にて縦覧に供する。

**熊本県公告第365号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により嘉島町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農業振興地域名

嘉島農業振興地域

2 範囲

嘉島町大字上六嘉、下仲間及び犬渕の全域並びに大字上島、鯨、上仲間、北甘木、下六嘉及び井寺の一部

3 規模

1,480ヘクタール

4 区域の変更を必要とする理由

熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。

5 平面図

熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び嘉島町農政課にて縦覧に供する。

**熊本県公告第366号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により益城町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農業振興地域名

益城農業振興地域

2 範囲

益城町大字寺中、田原、上陳及び平田の全域並びに大字広崎、古閑、福富、惣領、馬水、安永、宮園、木山、寺迫、杉堂、下陳、福原、赤井、砥川、小池及び小谷の一部

3 規模

3,964ヘクタール

4 区域の変更を必要とする理由

熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。

5 平面図

熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び益城町農政課にて縦覧に供する。

**熊本県公告第367号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により上天草市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農業振興地域名

上天草農業振興地域

2 範囲

上天草市大矢野町大字維和及び湯島の全域並びに大字登立、上、中、松島町大字合津、阿村、今泉、内野河内、教良木、姫戸町大字姫浦、二間戸、龍ヶ岳町大字大道、高戸及び樋島の一部

3 規模

10,925ヘクタール

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図

ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 平面図

熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び上天草市経済振興部農林水産課にて縦覧に供する。

熊本県公告第368号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町錦野	菊池郡大津町大字陣内字榎鶴1078番ほか6筆
小見田 和行	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町大字岡原北字野中田554番ほか2筆
深水 久士	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町大字免田東字吉井2804番20
田嶋 大寿	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町大字野津字東法道648番

2 認可年月日

平成27年5月22日

熊本県公告第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成27年4月27日から 平成28年3月31日まで	玉名郡

熊本県公告第370号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定により公告する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 平成27年度債務 27災補道第0001-0-105号
- 2 工事名 国道445号27年発生道路災害復旧（瀬目トンネル）工事
- 3 工事場所 球磨郡五木村瀬目地内
- 4 工事概要 トンネル工  
道路規格 第3種第4級（設計速度40キロメートル毎時）  
工 法 NATM工法  
施工延長 836.5メートル  
幅 員 車道5.5メートル、歩道1.5メートル  
内空断面積 53.661平方メートル  
舗 装 工 車道4,980平方メートル、歩道・監査歩廊1,961平方メートル
- 5 工 期 契約締結日の翌日から平成29年3月24日まで
- 6 使用する主要な資機材  
コンクリート（覆工）4,821立方メートル、ロックボルト（長さ2～4メートル）11,779本、注入式フォアポーリング（長さ3メートル）525本、H型支保工（H125ミリメートル）1,192基

- 7 予定価格 2, 6 7 2, 3 6 2, 8 0 0 円  
(入札書比較価格 2, 4 7 4, 4 1 0, 0 0 0 円)
- 8 その他
  - (1) 本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書等を提出しない者は、入札してはならず、技術申請書等を提出しなかった者の行った入札は、無効とする。技術申請書のうち施工計画書が白紙の場合も、技術申請書等の提出がない場合と同じ扱いとする。
  - (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、承認を得て書面による入札方式に代えることができる。
  - (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
  - (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
  - (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）第 9 条に定める対象建設工事である。
  - (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の対象工事である。

- 第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格の認定を受けている者とする。ただし、この公告の日において入札参加資格の認定を受けていない者の場合は、入札参加資格の認定申請を受け付けるものとし、その申請方法は、平成 2 7 年 5 月 2 9 日熊本県告示第 5 2 1 号による。
  - 2 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	土木一式工事	
共同企業体の構成員数	4 者	
資格要件	代表構成員（構成員 1）	構成員 2、3 及び 4
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	土木一式工事の総合評定値が 1, 3 0 0 点以上	土木一式工事の総合評定値が 9 5 0 点以上
営業所の所在地	なし	なし
施工実績に関する事項	<p>平成 1 3 年度以降、元請として完成した工事で、次の 1 及び 2 の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 パーセント以上のものに限る。）</p> <p>なお、1 及び 2 の要件は、異なる工事で個別に満たしていても構わない。</p> <p>1 N A T M 工法による延長 6 6 0 メートル以上で、かつ、内空断面 5 0 平方メートル以上のトンネル工事</p> <p>2 N A T M 工法による近接トンネル工事（それぞれの内空断面が 5 0 平方メートル以上のトンネル工事に係るものに限る。）</p> <p>なお、近接トンネルとは、次のいずれかの条件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 既設トンネルから分岐する新</p>	<p>平成 1 3 年度以降、元請として完成した内空断面 5 0 平方メートル以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 パーセント以上のものに限る。）</p>

	<p>設トンネル又はトンネル新設時に分岐する形状のトンネル                  (2) 同時又は段階的に施工されたトンネル中心間隔が 5 D (D は実績とするトンネルの掘削幅を示す。) 以下の併設トンネル (めがねトンネル及び双設トンネルを含む。) 又は交差トンネルであって、近接施工による影響について、所要の対策 (支保工、覆工、地山の補強、その他トンネル断面構造等への適切な対策をいう。(3) において同じ。) が実施されたことが設計図書又は施工関連図書で明確に確認されるものであること。                  なお、近接トンネルを形成する複数のトンネルが全て自社施工である必要はない。                  (3) 既設トンネルとの関係が (2) の新設トンネルであって、近接施工による影響について所要の対策が実施されたことが設計図書又は施工関連図書で明確に確認されるもの。</p>	
<p>経営事項審査の審査基準日の期間</p>	<p>平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 6 月 10 日まで</p>	
<p>配置予定技術者に関する事項</p>	<p>次の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。</p>	
<p>施工経験</p>	<p>平成 13 年度以降、施工実績に関する事項に掲げる条件 (2 を除く。) を満たす工事で監理技術者又は主任技術者として当該工事を施工した経験を有する者 (監理技術者又は主任技術者と同程度の者として当該工事を施工した経験を有する者を含む。) であること。                  なお、当該工事を施工した経験については、原則として当該工事の全工程に従事したことをいうものとする。</p>	<p>平成 13 年度以降、施工実績に関する事項に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者 (監理技術者又は主任技術者と同程度の者として当該工事を施工した経験を有する者を含む。) であること。                  なお、当該工事を施工した経験については、原則として当該工事の全工程に従事したことをいうものとする。</p>
<p>資格等</p>	<p>土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>	<p>土木一式工事に關し、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 7 条第 2 号ハ又は第 15 条第 2 号イ (国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。) に該当する者であること。</p>
<p>その他</p>	<p>当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して 3 か月以上雇用関係にあるものをいう。) にある者であること。</p>	
<p>3 全ての構成員が、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たしていること。</p>		
<p>(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。</p>		

- (2) 2 に示す建設工事の種類について、2 に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査結果の通知を受けていること。
- (3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 16 年熊本県告示第 111 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行なった者であること。
- (6) 次掲げる本工事を設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

受託者名 日本工営株式会社  
本店所在地 東京都千代田区麹町五丁目 4 番地  
なお、「当該受託者若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、

- 次のいずれか該当する者という。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (7) 入札に参加しようとする者の間に、次のいずれにも該当する関係がないこと（該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係において、次のいずれかに該当する二者の関係（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。）

(ア) 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にあること。

イ 人的関係において、次のいずれかに該当する二者の関係（(ア)については、会社法の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 本工事に關し、2 以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。
- (3) 全ての構成員が、15 パーセント以上の出資比率であること。
- (4) 本工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けること。

5 競争参加資格確認申請書等の提出後に競争参加資格を満たさなくなったとき（同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。）は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、入札を行い、又は当該申請書の取下げを行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第 3 総合評価に関する事項

1 総合評価の方法

- (1) 総合評価は、技術申請書を提出した者に標準点 100 点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（30 点満点）及び施工体制評価点（30 点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除し、定数を乗じた次の式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。  

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点})}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

- (2) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成 16 年熊本県告示第 331 号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

ア 施工体制に係る審査方法の通知  
 (ア) 期日 平成 27 年 7 月 9 日 (木)  
 (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

イ ヒアリングのための追加資料の提出  
 (ア) 期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から平成 27 年 7 月 15 日 (水) 午後 5 時まで  
 (イ) 方法 追加資料の提出 (2 部) を求めた場合は、第 4 の入札・契約担当へ持参すること。

ウ 施工体制確認のためのヒアリング  
 (ア) 期日 平成 27 年 7 月 30 日 (木) (予定)  
 (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。  
 なお、説明者、詳細な日時及び場所は、アにより通知する。

2 評価に関する基準  
 詳細は、入札説明書による。

第 4 入札等担当部局

区 分	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	熊本県土木部監理課 建設業班	TEL 096-333-2485 FAX 096-381-5404	〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺 六丁目 1 8 番 1 号
技術担当	熊本県土木部道路都市 局道路保全課 維持防災班	TEL 096-333-2504 FAX 096-384-6121	
監督担当	熊本県県南広域本部 球磨地域振興局土木部 維持管理調整課防災班	TEL 0966-24-4166 FAX 0966-24-4209	〒 8 6 8 - 8 5 0 3 熊本県人吉市西間下町 8 6 番地 1

第 5 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の 閲覧及び配 布	平成 27 年 5 月 29 日 (金) から 平成 27 年 7 月 8 日 (水) まで	入札情報公開サービスシステムによる。
技術申請書 の資料提出	平成 27 年 6 月 22 日 (月) から 平成 27 年 7 月 8 日 (水) まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送 (書留郵便) によること。
競争参加資 格確認申請 書等の提出	平成 27 年 5 月 29 日 (金) から 平成 27 年 6 月 10 日 (水) 午後 5 時まで	電子入札システム、持参又は郵送 (書留 郵便) によること。
競争参加資 格確認通知	平成 27 年 6 月 19 日 (金) まで (予定)	電子入札システム又は郵送による。 (第 1 の 8 の (2) により書面による入札 を行う者に対しては郵送によるが、競争 参加資格申請書等を持参又は郵送をする 際に、郵送するための郵便切手 (第一種 定形郵便の料金に書留料金を加算した 額) を貼った定形封筒を添付すること。)
競争参加資 格がないと 認めた理由 の説明要求	競争参加資格確認通知の日か ら平成 27 年 6 月 30 日 (火) まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送 (書留郵便) によること。
上記要求に 対する回答	平成 27 年 7 月 10 日 (金) まで	書面による。
質問書の提 出	平成 27 年 5 月 29 日 (金) から 平成 27 年 7 月 1 日 (水) まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送 (書留郵便) によること。
質問書に対 する回答の 閲覧	質問書を受理した日の翌日か ら起算して 2 日以内の日から 平成 27 年 7 月 8 日 (水) まで	入札情報公開サービスシステムによる。



入札期間	平成27年6月22日(月)から 平成27年7月 8日(水)午後 5時まで	電子入札システムによること。 入札金額と一致した工事費内訳書を添付 すること。 第1の8の(2)により書面による入札を 行う者は、第6の4に掲げる事項に留意 すること。
開札	平成27年7月9日(木)午前 10時から	熊本県庁行政棟本館地下1階入札室 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1 号
落札者決定 通知	平成27年8月21日(金) (予定)	電子入札システム又は郵送による。

(注) 持参又は郵送による場合は、期間内に必着とすること。

第6 その他

- 1 本工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、県議会の議決後、本契約となる。
- 2 契約の締結において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金は、免除する。
  - (2) 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
なお、6の(2)による低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者については、請負金額の10分の3以上を納付するものとする。
- 4 入札方法等
  - (1) 競争参加資格が確認された者は、電子入札システムにより、第5に示す入札期間に入札すること。  
書面による入札の場合は、入札書を、競争参加資格確認通知書及び紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）の写し又は競争参加資格確認通知書及び紙入札方式参加承認書（県の承認印のあるもの）の写しとともに第5に示す開札日時及び場所に持参すること。なお、郵送による場合は、第5に示す入札期間内に、第5に示す場所に郵送（書留郵便）すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、1回とする。
- 5 入札の無効  
熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条に該当する入札、競争参加資格のない者による入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者による入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者は落札者として扱われる場合には、落札決定を取り消すものとする。  
なお、競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札又は落札者決定時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他第2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- 6 落札者の決定方法
  - (1) 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第3の1の(1)に示す評価値（以下「評価値」という。）を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
  - (2) 本工事の入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。  
なお、その際、当該入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。  
落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

(3) 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

なお、(2)により最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県公共工事請負契約約款（平成 23 年熊本県告示第 349 号の 14）によるものとする。

8 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式の対象工事であり、契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

9 その他詳細は、入札説明書による。

第 7 Summary

1 Subject matter of the contract

Construction work of the Seme Tunnel

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 P.M. 10 June 2015

3 Time-limit for the submission of tenders

5:00 P.M. 8 July 2015

(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 8 July 2015)

4 Contact point for the notice

Civil Engineering administration Division,

Department of Governor Direct Control, Kumamoto Prefectural Government,

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

ZIP 862-8570, TEL 096-333-2485

熊本県公告第 371 号

熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）第 36 条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成 10 年熊本県告示第 826 号）第 7（2）の規定により、平成 26 年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

(単位:件)

区 分	請求・申出に対する決定等件数	請求・申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	749 (641)	464 (383)	161 (146)	5 (11)	42 (25)	77 (76)	0 (0)
開示申出	24 (15)	5 (4)	9 (10)	1 (0)	2 (0)	7 (1)	0 (0)
合 計	773 (656)	469 (387)	170 (156)	6 (11)	44 (25)	84 (77)	0 (0)

\* ( )内の数字は、平成25年度の状況。

\* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	請求に対する決定等件数	請求に対する決定等の内容				申出に対する決定等の内容						
		全部開示	部分開示	不開示	取下げ	処理中	全部開示	部分開示	不開示	取下げ	処理中	
知事公室	0											
総務部	46	9	21	4	5	7	5					
企画振興部	10	4	3		1	2						
健康福祉部	65	11	27		8	19						
環境生活部	23	3	5		7	8	2		1			
商工観光労働部	21	14	5		2	2	1		1			
農林水産部	33	21	6		1	5	1		2			
土木部	104	82	9		9	4	1					
出納局	0											
企業局	13	10				3						
地域振興局	352	286	44		5	17	1	2		5		
小計	667	440	120	4	36	67	0	5	9	2	6	
議会	9	3	5		1							
教育委員会	23	10	8		1	4		1		1		
選挙管理委員会	11		8			3						
人事委員会	3	2	1									
監査委員	2		2									
公安委員会	0											
警察本部長	29	5	16	1	4	3						
労働委員会	0											
収用委員会	0											
熊本県有明海区漁業調整委員会	0											
天草不知火海区漁業調整委員会	0											
内水面漁場管理委員会	0											
病院事業の管理者	1	1										
公立大学法人熊本県立大学	1		1									
熊本県住宅供給公社	0											
熊本県道路公社	3	3										
合 計	749	464	161	5	42	77	0	24	5	9	2	7

### 3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					取下げ	平成26年度末 現在未決定のもの
平成25年度末 現在審理継続中 のもの	平成26年度中 の申立て	決 定						
		却 下	棄 却	一部認容	認 容			
81件(4人)	6件	0	4	2	0	0	81件(5人)	

\* ( )内は不服申立人の人数

### 4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1,208
	枚 数	41,030
行政資料の有償頒布の状況	件 数	623
	冊 数	864

### 5 審議会等の公開の状況

#### (1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況			
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定
160(159)	71(74)	33(33)	48(44)	8(8)

## (2) 会議の公開の状況

平成26年度に会議を開いた審議会等の数	128 (126)
延べ開催回数及びその公開の状況	543回 (528回)
公開	177回
一部公開	21回
非公開	345回
現地審議等	0回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	101人 (154人)

\* ( ) 内の数字は、平成25年度の状況。

\* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

## 熊本県公告第372号

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第42条の規定により、平成26年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件数
知 事	知事公室	18
	総務部	114
	企画振興部	50
	健康福祉部	446
	環境生活部	139
	商工観光労働部	102
	農林水産部	217
	土木部	143
	出納局	3
	企業局	11
	地域振興局	11
	小 計	1,254
議会		12
教育委員会		128
選挙管理委員会		5
人事委員会		10
監査委員		4
公安委員会		1
警察本部長		110
労働委員会		5
収用委員会		2
熊本県有明海区漁業調整委員会		2
天草不知火海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
病院事業の管理者		4
公立大学法人熊本県立大学		20
合 計		1,561

(注)登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

## 2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
168 (145)	37 (36)	117 (94)	0 (3)	9 (7)	5 (5)

\* ( ) 内は平成 2 5 年度の状況を示す。

## 3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求 に対する 決定等	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知        事	知事公室	0					
	総務部	0					
	企画振興部	0					
	健康福祉部	15	12	2		1	
	環境生活部	3	1	1			1
	商工観光労働部	7	5	1		1	
	農林水産部	0					
	土木部	0					
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	0					
	小 計	25	18	4	0	2	1
議会		0					
教育委員会		6	5	1			
選挙管理委員会		0					
人事委員会		8	7	1			
監査委員		0					
公安委員会		0					
警察本部長		127	6	110		7	4
労働委員会		0					
収用委員会		0					
熊本県有明海区漁業調整委員会		0					
天草不知火海区漁業調整委員会		0					
内水面漁場管理委員会		0					

病院事業の管理者	2	1	1			
公立大学法人熊本県立大学	0					
合 計	168	37	117	0	9	5

#### 4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 25 年 度末現在審 理継続中の もの	平成 26 年 度中の申立 て	決 定				取下げ	平成 26 年 度末現在審 理継続中の もの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
0	4	0	0	0	0	1	3

#### 5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	0	70	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	1	13	
熊本県准看護師試験	6	598	
歯科技工士国家試験	2	28	
熊本県調理師試験	20	833	
熊本県製菓衛生師試験	0	92	
熊本県ふぐ処理師試験	4	43	
登録販売者試験	7	434	
毒物劇物取扱者試験	9	363	
熊本県クリーニング師試験	1	22	
狩猟免許試験	4	316	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	4	
グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー選考会	0	50	
職業訓練指導員試験	2	15	
技能検定試験	9	3139	
採石業務管理者試験	0	36	
砂利採取業主任者試験	0	3	
高等技術訓練校訓練生入校選考	2	74	
熊本県立技術短期大学校一般入試	19	83	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	13	65	
主任計量者試験	0	11	
農業指導士認定試験	0	98	



家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	24	
農業大学校入学者選抜試験	1	71	
熊本県臨時職員採用試験	0	419	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	2	63	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(免許資格職)	0	8	
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	9	
熊本県非常勤職員採用試験	2	461	
計	104	7,445	

## 議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	1	7	
計	1	7	

## 教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県職員選考考査	0	29	
非常勤職員採用試験	0	130	
計	0	159	

## 人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
職員採用試験(大学卒業程度)	412	814	
職員採用試験(免許資格職)	28	121	
職員採用試験(短大卒業程度)	8	49	
職員採用試験(高校卒業程度)	46	177	
職員採用試験(警察官A)	91	599	
職員採用試験(警察官B)	55	559	
職員採用試験(身体障がい者対象)	0	24	
計	640	2,343	

## 警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
熊本県警察職員選考採用試験	0	30	
熊本県警察臨時職員採用試験	0	41	
熊本県警察非常勤職員採用試験「カラーガード」	0	3	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	3	123	
警備員検定	20	26	
改正警備業法(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査	1	1	
警備員指導教育責任者講習修了考査	55	67	
機械警備業務管理者講習修了考査	4	4	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	42	103	
駐車監視員資格者講習修了考査	0	7	

教習指導員資格審査	0	111	
技能検定員資格審査	0	71	
停止処分者講習	12	2,947	
運転免許試験(原付免許試験、小型特殊免許試験以外)	6,033	45,785	
原付免許試験	247	326	
小型特殊免許試験	1	1	
計	6,418	49,646	

## 病院事業の管理者

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	0	26	
計	0	26	

## 公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数 (受験者数)	備考
一般入試	63	976	
自己推薦型入試	1	202	
特別選抜	0	148	
大学院入試	5	46	
職員採用試験	9	267	
計	78	1,639	

総 計	7,241	61,265	
-----	-------	--------	--

(注)

・本表は、平成26年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成27年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の5月1日から6月30日までであるので、平成25年度中に実施した試験についての実績を計上している。

## 6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

0件

## 7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0件

## 8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0件

### 9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0件

### 10 個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)

\* ( ) 内は平成25年度の状況を示す。

#### 熊本県公告第373号

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定により策定した熊本県熊本地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

はじめに

県内の雇用情勢は、平成26年の各月平均有効求人数が32,345人（対前年度比6.1%増）、各月平均有効求職者数が32,588人（対前年比9.9%減）で、その結果、年平均有効求人倍率は0.99倍となり対前年比0.15ポイント上回り、5年連続して前年より上昇している。

熊本地域の平成26年の有効求人倍率は0.95倍で県全体を下回っており、中でもハローワーク上益城管内（西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）は0.80倍と県全体よりかなり低い状況にあり、地域間の格差を解消するため雇用機会の確保に向けた取組みをしていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、国の「地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて「熊本県熊本地域雇用開発計画」を策定し、引き続き雇用対策に取り組むこととする。

#### 1 熊本県熊本地域雇用開発促進地域の区域

##### (1) 地域の概要

本地域は、熊本県の西北部から東部にかけて、総面積は1,251km<sup>2</sup>と県全体の16.9%を占めている。

人口は、828,668人（平成22年国勢調査）と、県全体の約45.6%を占め、平成17年からの5年間で4,583人（0.6%）の増加となっている。

また、労働力人口は405,725人（平成22年国勢調査）であり、うち就業人口は379,894人となっている。平成17年からの5年間で労働力人口は10,920人、就業人口は11,552人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位:人、%)

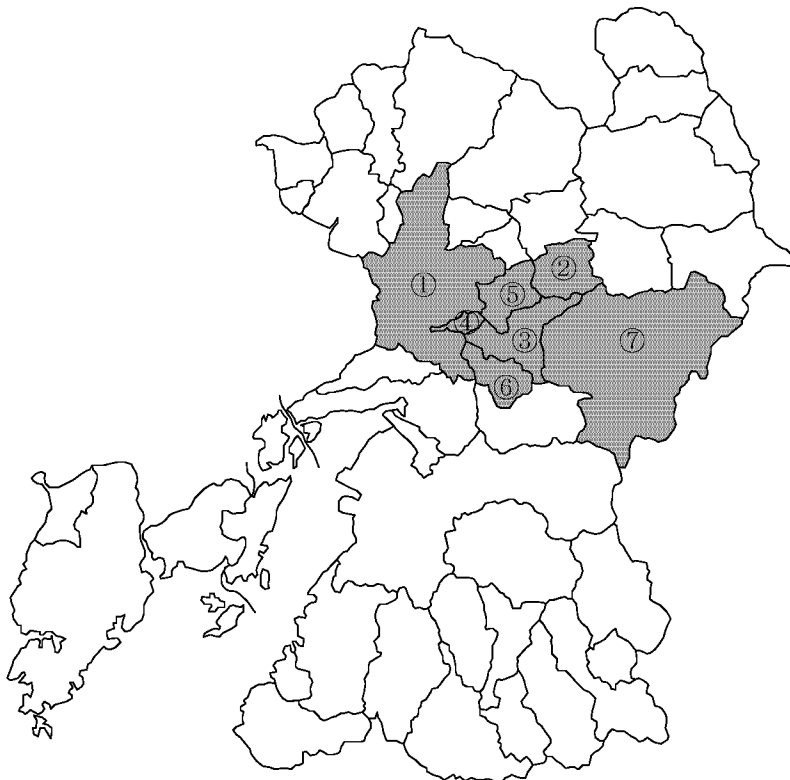
	平成17年	平成22年	H17-H22増減	
			絶対数	割合(%)
人口	824,085	828,668	4,583	0.6
労働力人口	416,645	405,725	▲ 10,920	▲ 2.6
うち就業人口	391,446	379,894	▲ 11,552	▲ 3.0

資料:国勢調査(平成17・22年)

(2) 区域

熊本県熊本地域の区域は次のとおりとする。

①熊本市、②西原村、③御船町、④嘉島町、⑤益城町、⑥甲佐町、⑦山都町の1市5町1村の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

次のイ～ハにより、地域雇用開発促進法第2条第2項の規定による雇用開発促進地域に該当する。

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、県の西北部に位置し、県下最大の都市である熊本市から、東部の上益城郡及び西原村まで、県を東西に横断している。

政令指定都市の熊本市を中心に生活圏、経済圏としての結びつきが強く、一方では、商工業施設が立地する平坦部から農林業を主産業とし、「清和文楽・神楽」などの伝統文化が息づく山間部までの変化に富んだ地域となっている。

平成24年経済センサス活動調査（事業所に関する集計）によると、卸売業、小売業の売上（収入）金額は2兆1,755億円で、県全体に占める割合は62.3%となっている。

また、製造業ではテクノロジーサーチパークを有し、IT産業を中心とした先端技術の集積地であることから、売上（収入金額）は、5,418億円と県全体の20.7%を占めている。

なお、農林漁業の売上（収入）金額は171億円で、県全体に占める割合は16.8%となっている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は4.2%であり、全国の平均値（3.6%）を上回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
24年	2,435,686	3.8	16,754	4.5
25年	2,292,475	3.6	15,877	4.2
26年	2,092,574	3.3	14,478	3.9
平均値(a)		3.6		4.2

資料：熊本労働局

- ・ 労働力人口(平成 22 年国勢調査)全国 : 63,699,101人 本地域 : 375,754人  
 ※ 本地域については、旧植木町、旧富合町、旧城南町を除く

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近 3 年間又は最近 1 年間の一般有効求人倍率の月平均値は、それぞれ 0.84 倍、0.95 倍で、求人倍率に係る要件を満たしておらず、常用有効求人倍率の月平均値も、最近 1 年間は 0.72 倍で基準値を満たしていないが、最近 3 年間では 0.63 倍で基準値である 0.67 倍(※)以下となることから、要件に該当する。

※ 全国の常用有効求人倍率の月平均値に 3 分の 2 を乗じて得た率が、1 倍以上の時 は 1 倍、0.67 倍未満である場合には 0.67 倍。

表 3 本地域の最近 3 年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	24年	25年	26年	3年間平均
本地域	0.73	0.84	0.95	0.84
全国	0.80	0.93	1.09	0.94
全国(2/3)	0.53	0.62	0.73	0.63

資料:熊本労働局

表 4 本地域の最近 3 年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	24年	25年	26年	3年間平均
本地域	0.56	0.62	0.72	0.63
全国	0.64	0.74	0.89	0.76
全国(2/3)	0.43	0.49	0.59	0.51

資料:熊本労働局

2 熊本県熊本地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成 22 年の国勢調査によると、当該地域の産業別人口の割合は、第 1 次産業が 5.3%(県全体 10.2%)、第 2 次産業が 16.7%(県全体 20.6%)、第 3 次産業が 73.6%(県全体 66.6%)となっており、県全体に比べ、第 1 次産業、第 2 次産業の比率が低く、第 3 次産業の比率が高い。

表 5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	85,007	171,899	555,227
割合(%)	10.2	20.6	66.6
本地域	20,076	63,446	279,570
割合(%)	5.3	16.7	73.6

資料:国勢調査(平成 22 年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成 24 年の 0.73 倍から平成 26 年には 0.95 倍と改善しているが、地域内の上益城郡においては、0.80 倍で、県の平均値(0.99 倍)と比較すると厳しい状況となっている。

平成 26 年の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める 45 歳以上の割合は、県平均値(43.4%)を下回り、39.7%となっている。それに対し就職件数は、県平均値(38.1%)を若干下回る 37.8%となっており、県全体と同様に中高齢者の雇用環境は厳しい状況となっている。

表 6 本地域の有効求人倍率の推移(パートを含む。)

	24年	25年	26年
全国	0.80	0.93	1.09
県全体	0.68	0.84	0.99
本地域	0.73	0.84	0.95

資料：熊本労働局

表 7 本地域の年齢別職業紹介の状況(平成 2 6 年実績)

		月間有効求職者数			就職件数		
		計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数(人)	32,588	14,136	8,390	2,967	1,130	558
	割合(%)	100%	43.4%	25.7%	100%	38.1%	18.8%
本地域	人数(人)	14,478	5,754	3,200	1,037	392	190
	割合(%)	100%	39.7%	22.1%	100%	37.8%	18.3%

資料：熊本労働局

- ・月間有効求職者数：平成 2 6 年の一般有効求職者の月平均
- ・就職件数：平成 2 6 年の就職件数の計

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成 2 4 年では平成 2 1 年と比べ 2, 8 1 0 所減の 3 4, 0 9 8 所となっており、県内全体の事業所数に占める本地域内の事業所数の割合は 4 4. 8 % である。

また、本地域内に従事する者の数は平成 2 4 年では平成 2 1 年と比べ 4 3, 8 7 0 人減の 3 4 6, 1 5 3 人となっており、県内全体の事業所に従事する者の数に占める本地域内の事業所に従事する者の割合は 4 9. 3 % である。

表 8 本地域の事業所数及び従業者数の推移

	平成21年		平成24年		H21→H24増減			
	事業所数 (所)	従業員数 (人)	事業所数 (所)	従業員数 (人)	事業所数 (所)	従業員数		
						割合(%)	(人)	割合(%)
県全体	80,994	717,823	76,153	701,614	▲ 4,841	▲ 6.0	▲ 16,209	▲ 2.3
本地域	34,444	338,378	34,098	346,153	▲ 346	▲ 1.0	7,775	2.3

資料：経済センサス-基礎調査(H21)、同活動調査(H24)

3 熊本県熊本地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、政令指定都市の熊本市を中心に、商工業が集積するなど、県内で最も活気に溢れた地域であると同時に雇用の中心地域であることから、本地域の雇用開発は重要な問題である。

しかし、他の地域と同様に、生産拠点の海外移転や I T 不況により、事業所数及び従業員数が減少している。

事業所数では、平成 2 1 年から平成 2 4 年で 7. 6 % の減となっており、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

このため、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、企業誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	9 0 0 人	企業誘致分 300 人×3 年=900 人
奨励金等による雇用創出	1, 3 5 0 人	奨励金分 450 人×3 年=1, 350 人
合 計	2, 2 5 0 人	

参考 1 H24. 5. 1~H25. 4. 30 の企業誘致による雇用人数 425 人  
 H25. 5. 1~H26. 4. 30 の企業誘致による雇用人数 390 人  
 H26. 5. 1~H27. 1. 31 の企業誘致による雇用人数 295 人

参考2 H24.4.1～H25.3.31の奨励金による県全体の雇用増加人数 758人  
 H25.4.1～H26.3.31の奨励金による県全体の雇用増加人数 523人  
 H26.4.1～H27.2.28の奨励金による県全体の雇用増加人数 438人

#### 4 熊本県熊本地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

##### (1) 地域雇用開発の促進のための措置

##### イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

- ① 企業誘致  
 政令都市としてのブランド力の高まりを生かし、工業団地の分譲促進、既存の産業集積を生かした進出企業関連産業の誘致を強化することに加え、大学の特色ある強みを積極的に生かし、産学行政連携による新技術開発などの研究開発投資も含めた企業誘致を促進する。  
 また、それぞれの市町村による、誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置を講ずることにより企業誘致を促進する。
- ② 交通、物流インフラの整備  
 熊本駅や阿蘇くまもと空港、熊本港など広域・高速交通拠点の機能充実や九州中央自動車道等の幹線道路ネットワークの整備を進めることで、九州における拠点性を向上させ、アジアをはじめとした国内外との交流の拡大を図る。
- ③ 観光産業の振興  
 九州の中央に位置する地理的優位性と、政令指定都市となった熊本市の都市ブランド力を生かし、大型コンサート、各種スポーツ大会等の都市型観光や、教育旅行や企業研修旅行といったMICEの誘致の促進を図る。  
 また、緑川流域に位置し、日本有数の石橋などの文化を共有する御船町、甲佐町、山都町に美里町を加えた4町を広域の観光圏ととらえた緑川流域広域連携事業の取組みにより、広域的な観光・物産マップを作成するなど地域全体としての観光・物産振興を図る。
- ④ 事業主への支援  
 ・地域雇用開発奨励金  
 地域雇用開発奨励金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

##### ロ 職業能力開発の推進に関する事項

- 熊本県労働・人材育成計画に基づき、次世代を担う人材の育成を強化するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育の一層の充実を図るとともに、「ものづくり」の分野において若年技能者の育成・確保につながる施策を推進する。  
 また、重点分野や介護、情報通信など今後成長が見込まれる分野に対応した人材育成のための公共職業訓練の見直しや在職者訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材の育成・確保を推進する。
- ① 地域産業や企業を支える人材の育成等  
 熊本県労働・人材育成計画に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や認定職業訓練校と連携して、技術短期大学校、高等技術専門校等の県立公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離転職者訓練、障がい者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、「熊本県ものづくりを中心とする産業人材強化戦略」に沿って時代のニーズに合った人材の強化策の検討を進める。
  - ② 産業界、行政からの支援によるキャリア教育の充実  
 キャリア教育に対する産業界や行政の支援策として、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」などの事業に取り組む。  
 また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みの相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。  
 さらに、若年無業者の自立を支援するため、地域に設置された若者サポートステーションを中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

##### ハ 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

- ① 「ジョブカフェくまもと」及び「ジョブカフェ・ブランチ」の活用  
 地域でのきめ細かな就職支援のため、「ジョブカフェくまもと」及び各地域振興局に設置した「ジョブカフェ・ブランチ」において、適職診断、各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチングの他、求職者のニーズ即した求人開拓等の支援を行い、若年者の県内就職を促進する。
- ② 「ワンストップジョブサイトくまもと」の運用による情報発信  
 若年者から高齢者、Uターン希望者や企業、女性労働者など幅広い利用者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農、生活関連の他、キャリア教育関係等、様々な情報をワンストップで提供する。

- ・熊本仕事いいねっと
- ・熊本県次世代『人材』応援サイト
- ・女性の就労支援サイト
- ・くまもと仕事と生活の調和（ワークライフバランス）サイト
- ③ 産業人材強化に関する情報提供の実施  
「産業人材強化戦略」に基づき、コーディネーターを配置したワンストップサービス窓口及び「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」を運用し、産業・教育・経済・行政等各界が連携して、産業人材強化に関する情報の一元的な提供を行う。

ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項  
上記の「ワンストップジョブサイトくまもと」、「産業人材強化ポータルサイト ジョブチャンネルくまもと」の他、県のホームページ、広報誌等、様々な媒体を活用し、各種支援措置等について周知し、県民の利用を促す。

ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項  
地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組み

- ① 創造的企業誘致の推進  
これまでの産業集積を生かし、半導体由来の新しいエレクトロニクス関連企業や国内の自動車生産体制の再編を踏まえた関連企業及び今後高い成長が期待できるグリーンデバイス関連産業の新規立地に取り組みるとともに、既に県内に立地している工場等が将来にわたって存続・発展できるよう、開発部門や他の生産部門の集約を促すなど更なる拠点性の向上を図っていく。
- ② 企業立地促進補助金  
県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。
- ③ 産業間連携による雇用の創出  
農林水産業分野へ半導体や医薬品など他産業の技術の導入や加工技術等の高度化を図るなど、農林水産業界と商工業界が連携した取組みに加え、雇用の創出や担い手不足の解消のため、林建連携、農建連携の取組みを県内全域で展開する。  
また、企業等の農業参入を進めるほか、農家により高い利益をもたらす6次産業化の推進、農産加工支援の拡大等の取組みを重点的に推進することで、「稼げる農林水産業」を実現し、雇用の創出につなげる。
- ④ 「福祉」産業による雇用の創出
  - ・福祉ビジネスの支援  
「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、成長を促していく。
  - ・介護人材の確保  
質の高い人材の安定的な確保や定着のため、行政や関係団体など関係機関と連携を図り、介護職員の処遇改善や人材確保の取組みを進めていく。  
また、介護についての県民の理解と認識を深め、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図り介護人材の確保を図る。
- ⑤ 建設産業の人材確保・育成策の充実による雇用の創出  
現在及び将来にわたる公共工事の適切な施工及び品質の確保とその担い手の確保のため、「現在及び将来を見通すことのできる環境整備」「就労環境の整備」「新卒者等の技術者・技能者の確保」「技術者の育成」「技能者の育成」に取り組んでいく。
- ⑥ 地域産業の育成等による雇用の創出  
「熊本県産業振興ビジョン2011」に基づき、経済情勢や県内企業・業界のニーズを踏まえながら産業振興に取り組む。
  - ・重点成長5分野におけるフォレスト（産業集積）の形成へ向けた支援  
「セミコンダクタ関連分野」、「モビリティ関連分野」、「クリーン関連分野」、「フード&ライフ関連分野」、「社会・システム関連分野」の5分野を重点成長分野として設定。各分野でフォレストの形成を進めるため、人材育成、地域企業への高度化、新産業創出、研究開発等の取組みを行う。
  - ・リーディング企業の育成・創出  
県経済を力強く牽引していくリーディング企業を育成するため、産業支援機関、金融機関、大学等の協力機関との連携によりサポートチームを作り、総合的かつ継続的に支援を行う。
- ⑦ 戦略産業雇用創造プロジェクト事業による雇用の創出  
「セミコンダクタ関連産業」と「食品関連産業」の2つを戦略産業として指定し、既存事業の高付加価値化や新規事業展開等に取り組む企業への補助や企業が必要とする人材の雇用確保のためのマッチング支援等を、経済団体、金融機



- 関等と連携して行うことで雇用の創出を図る。
- ⑧ 事業主への支援
    - ・地域雇用改善助成金  
県内企業の新たな事業展開等の取組みに対して、労働力の確保の面から当該企業を支援することにより、地域の雇用機会の創出を図る。
    - ・地場企業立地促進補助金  
県内に工場又は研究所を新設・増設する地場企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて補助金を交付することにより、企業の立地を促進する。

5 計画期間に関する事項  
計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から3年間とする。

6 その他  
旧富合町（平成20年10月6日付けで熊本市と合併）、旧城南町（平成22年3月23日付けで熊本市と合併）及び旧植木町（平成22年3月23日付けで熊本市と合併）については、本計画の区域に含まれるが、熊本労働局資料（表2, 3, 4, 6, 7）のデータには含まれていない。

**登載依頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年5月29日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第16号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表市町村の表天草市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）  支所 看護専門学校 診療所	部長 首席審議員 会計管理者 課長 室長 審議員 総務課課長補佐 秘書 課課長補佐 政策企画課課長補佐 財 政課課長補佐 総務法制係長 人事研 修係長 給与厚生係長 秘書係長 企 画調整係長 行財政改革推進係長 財 政係長 支所長 課長 審議員 事務長 審議員 所長 事務長 診療科長 審議員 看 護師長
------	--	--

別表市町村の表天草市の部教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	事務局 中学校 小学校	部長 首席審議員 課長 審議員 校長 教頭 主任事務長 事務長 校長 教頭 主任事務長 事務長
-------	-------------------	---

別表市町村の表上天草市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）  窓口センター 総括支所 診療所 養護老人ホーム	部長 会計管理者 課長 審議員 総 務課課長補佐 財政課課長補佐 センター長 支所長 所長 ホーム長
------	---	---

別表市町村の表上天草市の部選挙管理委員会の項を次のように改める。

選挙管理委員会	書記長
---------	-----

別表市町村の表合志市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 会計管理者 次長 課長 室長 審議員
------	-------------	--------------------------

	福祉事務所	所長 課長 室長
別表市町村の表和水町の部農業委員会事務局の項を次のように改める。		
	農業委員会事務局	局長 審議員
別表市町村の表小国町の部町長部局の項を次のように改める。		
町長部局	本庁(会計管理室を含む。) 地域包括支援センター 保育園	会計管理者 課長 室長 審議員 センター長 園長 副園長

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 29 日

有明海自動車航送船組合  
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船事業の平成 26 年度下半期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 170,785 台、車両収入 402,593,600 円、同乗旅客数 208,636 人、同乗旅客収入 74,688,430 円、一般旅客数 38,241 人、一般旅客収入 15,935,620 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 8,914 台（5.0%）の減、車両収入 3,549,720 円（0.9%）の増、同乗旅客数 2,470 人（1.2%）の減、同乗旅客収入 1,880,110 円（2.5%）の減、一般旅客数 889 人（2.3%）の減、一般旅客収入 200,630 円（1.3%）の増となる。

(2) 職員数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

一般職員 11 人  
船舶職員 15 人  
合 計 26 人

(3) 条例、規則の制定改廃

- ア 条例制定 ○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例
- イ 規則制定 ○有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び有明海自動車航送船組合職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
○平成 27 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則

(4) 議会議決事項

- 平成 26 年 10 月 7 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 2 回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。  
第 1 号 平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について  
第 2 号 管理者専決処分の報告並びに承認について  
平成 25 年度有明海自動車航送船事業会計補正予算(第 2 号)  
第 3 号 管理者専決処分の報告並びに承認について  
平成 26 年度有明海自動車航送船事業会計補正予算(第 1 号)
- 平成 27 年 2 月 13 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 1 回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。  
第 1 号 平成 27 年度有明海自動車航送船事業会計予算

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1  
イ 貸借対照表 別表 2

(6) 平成 27 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表 3

## 別表1

平成26年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書  
(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		456,683,012		
(1)	運航収入	( 914,005,298)		
		7,497,178	464,180,190	
(2)	運航雑入	<u>( 12,398,062)</u>	<u>( 926,403,360)</u>	
2	営業費用			
		2,575,403		
(1)	一般管理費	( 6,816,621)		
		363,279,043		
(2)	運航経費	( 716,192,156)		
		164,784,695	530,639,141	
(3)	運航管理費	<u>( 314,590,093)</u>	<u>( 1,037,598,870)</u>	
	営業利益			△66,458,951
				( △111,195,510)
3	営業外収益			
		3,084,446		
(1)	受取利息及び配当金	( 4,717,602)		
		3,308,866		
(2)	雑収入	<u>( 9,132,724)</u>		
		82,320,555	88,713,867	
(3)	長期前受金戻入	( 164,641,110)	( 178,491,436)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	( 0)		
		58,653	58,653	88,655,214
(2)	雑支出	<u>( 58,653)</u>	<u>( 58,653)</u>	<u>( 178,432,783)</u>
	経常利益			22,196,263
				( 67,237,273)
	当年度純利益			22,196,263
				( 67,237,273)
	前年度繰越欠損金			373,527,640
				<u>( 373,527,640)</u>
	当年度未処理欠損金			306,290,367
				<u>( 306,290,367)</u>

( ) は決算見込み

## 別表2

## 平成26年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（平成27年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,208,233,168</u>	2,030,961,149	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	736,596,008		
減価償却累計額	<u>294,568,909</u>	442,027,099	
ニ 構 築 物	230,628,370		
減価償却累計額	<u>193,241,951</u>	37,386,419	
ホ 備 品	33,931,720		
減価償却累計額	<u>20,099,100</u>	13,832,620	
ヘ 機 械 装 置	3,840,400		
減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	<u>192,020</u>	
有形固定資産合計			2,536,562,448
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>1,847,920</u>	
無形固定資産合計			2,605,520
(3) 投 資			
イ 出 資 金		30,000,000	
ロ 有 価 証 券		<u>403,520,000</u>	
投資合計			<u>433,520,000</u>
固定資産合計			2,972,687,968
2 流動資産			
(1) 現 金 預 金		828,355,284	
(2) 未 取 金		11,038,391	
(3) 前 払 金		156,712	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>840,550,387</u>
資 産 合 計			<u><u>3,813,238,355</u></u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

(1) 退職給与引当金		290,237,886	
(2) 修繕準備引当金		20,999,753	
(3) 長期借入金		245,456,000	
固定負債合計			556,693,639

## 4 流 動 負 債

(1) 未払金		71,893,592	
(2) 預り金		2,533,924	
(3) 賞与引当金		12,780,000	
(4) その他流動負債		1,000,000	
(5) 長期借入金		27,272,000	
流動負債合計			115,479,516

## 5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金	1,745,819,550		
(2) 収益化累計額	<u>164,641,110</u>	1,581,178,440	
繰延収益合計			<u>1,581,178,440</u>
負債合計			2,253,351,595

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

(1) 自己資本金		1,855,650,000	
(2) 借入資本金			
イ 企業債		<u>0</u>	
借入資本金合計		<u>0</u>	
資本金合計			1,855,650,000

## 6 剰 余 金

(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>0</u>		
資本剰余金合計		10,527,127	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>306,290,367</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 306,290,367</u>	
剰余金合計			<u>△ 295,763,240</u>

資 本 合 計 1,559,886,760

負債資本合計 3,813,238,355

## 別表3

## 平成27年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 平成27年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間航海数	12,800 回
(2) 年間輸送台数	357,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	440,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	80,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益	1,172,411	千円
第1項 営業収益	1,050,520	千円
第2項 営業外収益	121,891	千円
	支	出
第1款 事業費	1,156,004	千円
第1項 営業費用	1,095,455	千円
第2項 営業外費用	30,549	千円
第3項 予備費	30,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額48,972千円は、過年度分損益勘定留保資金48,972千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	0	千円
	支	出
第1款 資本的支出	48,972	千円
第1項 建設改良費	18,700	千円
第2項 長期借入金償還金	27,272	千円
第3項 予備費	3,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	286,563	千円
(2) 交際費	400	千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

熊本県公安委員会規則第8号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成27年5月29日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項第1号中「第13号」を「第14号」に改める。

第42条第1項に次の1号を加える。

(14) 第14号に掲げる講習 別記様式第51号の2の申込書

第42条の3中「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)による改正後の」を削る。

別記様式第51号の次に次の1様式を加える。

別記様式第51号の2（第42条関係）

自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

TEL ( ) -  
携帯TEL ( ) -

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を申し込みます。

講 習 日	年 月 日
講 習 場 所	
手 数 料	

附 則  
この規則は、平成27年6月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第9号

自転車運転者講習に関する事務取扱規則を次のように定める。

平成27年5月29日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

自転車運転者講習に関する事務取扱規則

(趣旨)

第1条 熊本県公安委員会における道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受講命令書の交付)

第2条 施行規則第38条の4の4に規定する命令書（以下「受講命令書」という。）の交付は、熊本県警察本部交通企画課長を経由して行うものとする。

2 受講命令書を交付したときは、法第108条の3の4の規定による命令（以下「受講命令」という。）を受けた者から自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第1号）を徴するものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知等)

第3条 熊本県公安委員会は、受講命令を行う場合において、当該受講命令を受ける者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して命令通知書（別記様式第2号）により受講命令を行う旨の通知を行うものとする。

2 前項の場合において、熊本県公安委員会は、受講命令を受ける者が熊本県公安委員会の実施する自転車運転者講習の受講を希望する場合を除き、住所地公安委員会に対して受講命令書の交付を依頼するこをできず、

(受講命令書の規定は依頼を受けた場合の措置)

第4条 委員会という。から受講命令書の交付の依頼を受けた場合における受講命令書の交付について準用する。

2 熊本県公安委員会は、前項に規定する依頼に基づき受講命令書を交付したときは、命令執行通知書（別記様式第3号）により、命令公安委員会に通知するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受講命令を受ける者の所在不明その他の事由により受講命令書を交付することができないときは、命令書を返送書（別記様式第4号）により当該受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。

(講習終了証書の交付)

第5条 熊本県公安委員会は、自転車運転者講習を受講した者に対し自転車運転者講習終了証書（別記様式第5号。以下「講習終了証書」という。）を交付するものとする。この場合において、副本を保管するものとする。

2 前項の規定により講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失して、又は毀損したときは、熊本県公安委員会に再交付申請書（別記様式第6号）を提出して、講習終了証書の再交付を申請することができ、

3 熊本県公安委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、第1項に規定する副本の写しを交付するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、自転車運転者講習の実施に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。



別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- 別途調整します。
- 下記のとおりとします。

場 所	
日 時	午前 年 月 日 時 分から 午後

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

熊本県公安委員会

命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ氏名	( 年 月 日生)
命令理由	違反名： ( 年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
	違反名： ( 年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に 〔 ・ 交付済み ・ 未交付 〕
	貴公安委員会への命令執行依頼 〔 ・ あり ・ なし 〕
	自転車運転者講習の実施 〔 ・ 当公安委員会 ・ 貴公安委員会 〕
備 考	

別記様式第 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

熊本県公安委員会

命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	( 年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

別記様式第 4 号 (第 4 条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

熊本県公安委員会

命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在不明その他の事由により受講命令書を交付できないことから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	( 年 月 日生)
備 考	

別記様式第5号（第5条関係）

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項  
第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

別記様式第 6 号 (第 5 条関係)

年 月 日

再交付申請書

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日生

私は、年 月 日ににおいて  
自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証  
書の再交付を申請します。

記

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損  <input type="checkbox"/> その他 (                      )
備 考	

熊本県選挙管理委員会告示第 3 4 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 7 条第 2 項の規定によ  
り、平成 2 7 年 4 月 1 日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又  
は支出することができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

## 熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地
子どもと家庭を考える会	上村 雄二郎	上村 あけみ	宇土市北段原町 159-15
江口隆一後援会	坂口 俊一	小島 貴光	水俣市浦上町4の35
北垣うしおを育てる会	北垣 清隆	北垣 末子	上天草市龍ヶ岳町高戸 3105番地
坂井正次後援会	上田 幸安	坂井 浩誠	菊池市七城町橋田61
柴尾俊二後援会	松原 節典	梶原 幸子	玉名郡南関町細永 3150-3
秀山会	栗原 秀樹	栗原 恵子	山鹿市菊鹿町山内 242-3
谷口寿後援会	福島 勝義	谷口 初子	宇土市入地町 156-16
ならざき利幸後援会	鶴田 隆春	金子 金次郎	天草市今釜町1-6
二ノ文伸元後援会	二ノ文 伸元	二ノ文 三輝子	菊池市隈府 1058番地2
林謙次後援会	松永 直樹	林 厚子	宇城市松橋町古保山 1200-4
森たかひろ後援会	古庄 廣美	吉井 紘正	菊池市泗水町永 4019番地
山崎芳夫後援会	本田 暁文	篠塚 竜一	玉名市中坂門田 774番地

## 熊本県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党阿蘇市支部	佐藤 雅司	佐伯 龍郎	熊本県阿蘇市 内牧478
政党の支部	自由民主党嘉島町支部	荒木 泰臣	安藤 慎祐	熊本県上益城郡 嘉島町上島2788-2
その他の政治団体	岩永宏介後援会	岩永 宏介	岩永 純子	熊本県上益城郡 御船町木倉515
その他の政治団体	岩本浩治後援会	岩本 浩治	藤田 隆子	熊本県阿蘇市 永草1580-11
その他の政治団体	上田よしひろ後援会	上田 芳裕	佐伯 邦夫	熊本県熊本市中央区 新屋敷3-7-5
その他の政治団体	上村幸輝後援会	津崎 庄一	村上 とき子	熊本県上益城郡 益城町福原2747-2
その他の政治団体	大平雄一後援会	大平 雄一	大平 浩司	熊本県上益城郡 益城町島田960-1
その他の政治団体	緒方ゆうかとはぐくむ会	緒方 ゆうか	緒方 ゆうか	熊本県熊本市東区 若葉三丁目5-44
その他の政治団体	北里こうすけ後援会	北里 耕亮	後藤 且也	熊本県阿蘇郡 小国町北里2571
その他の政治団体	北園敏光後援会	永嶋 隆雄	西山 直	熊本県荒尾市 桜山町3-8-2
その他の政治団体	熊本の農業を守る会 後援会	古荘 則幸	白川 安則	熊本県菊池郡 菊陽町大字曲手30
その他の政治団体	小池洋恵 まちづくり研究会	小池 洋恵	永光 頼光	熊本県熊本市北区 清水亀井町26-33
その他の政治団体	合志市議会議員 報酬を考える会	大住 清昭	緒方 貞蔵	熊本県合志市 野々島3247
その他の政治団体	ごとう義行後援会	上野 正廣	五嶋 一拓	熊本県阿蘇市 狩尾1216番地2
その他の政治団体	小路貴紀後援会	小路 貴紀	浅野 友章	熊本県水俣市 昭和町1丁目1番1号
その他の政治団体	さいとう正昭後援会	本田 敏裕	齋藤 正昭	熊本県合志市 豊岡109番地
その他の政治団体	さかえ正敏後援会	榮 正敏	川野 初男	熊本県上益城郡 益城町福原1948-4
その他の政治団体	佐藤竜巳後援会	相馬 博生	笠 秀樹	熊本県菊池郡 菊陽町大字原水464
その他の政治団体	島村哲也後援会	猿渡 仁	畑田 妙子	熊本県荒尾市 大島町4丁目3-11
その他の政治団体	下城孔志郎後援会	下城 孔志郎	石橋 鈴生	熊本県阿蘇郡 南小国町中原511
その他の政治団体	せりぐち誓彰後援会	後藤 進昭	芹口 惟秋	熊本県阿蘇郡高森町 大字草部1024-2
その他の政治団体	園田みつよし後援会	園田 光祥	一ノ瀬 萌子	熊本県熊本市西区 松尾町平山560
その他の政治団体	ただくま穰後援会	多田隈 穰	多田隈 スミエ	熊本県荒尾市宮内 出目久保713の1
その他の政治団体	田中あつし後援会	田中 睦	福田 啓二	熊本県水俣市 長野町10-12-8
その他の政治団体	チェンジ人吉	村口 隆	松岡 美智子	熊本県人吉市 下青井町28-6
その他の政治団体	鶴田賢了後援会	鶴田 賢了	林 俊幸	熊本県荒尾市 菰屋1116-1
その他の政治団体	寺本ひでたか後援会	尾方 總一	本田 光照	熊本県上益城郡 益城町寺迫1325-1
その他の政治団体	東家範政後援会	東家 範政	東家 範政	熊本県熊本市中央区 神水本町6-6



政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
その他の政治団体	中川かつや後援会	坂本 健二郎	吉田 竜児郎	熊本県玉名市 玉名1999番地1
その他の政治団体	中城みねお後援会	宮本 英二	下田 健次	熊本県上益城郡 御船町高木788 ビッグビレッジ B棟101号
その他の政治団体	西山むねたか後援会	西山 宗孝	西山 順子	熊本県宇土市 三拾町259-1
その他の政治団体	のぐち正一後援会	丸山 義弘	野口 和子	熊本県合志市 合生4047-6
その他の政治団体	野間口壽子後援会	野間口 義明	高宗 敏子	熊本県熊本市中央区 本山町106-507
その他の政治団体	久村昌司後援会	黒田 正	古本 英二	熊本県葦北郡 津奈木町大字津奈木 148番地
その他の政治団体	前田けいすけ後援会	池田 豊治	前田 信子	熊本県荒尾市 牛水391-1
その他の政治団体	丸山博光後援会	丸山 博光	丸山 ひろみ	熊本県水俣市 袋426-2
その他の政治団体	三倉みち子後援会	馬場 嘉澄	三倉 重成	熊本県人吉市 瓦屋町2298-17
その他の政治団体	宮原まさし後援会	東 吉次郎	宮原 浩二	熊本県人吉市 東間上町3424-1
その他の政治団体	村上とらみ後援会	川越 光則	中村 栄	熊本県熊本市西区 八島町728番地32
その他の政治団体	森山政臣後援会	森山 政臣	白木 喜久男	熊本県人吉市 上林町977-3
その他の政治団体	山中惣一郎後援会	山中 満	内尾 裕	熊本県熊本市中央区 水前寺6丁目39-11
その他の政治団体	山本伸裕後援会	永富 章代	西川 悦子	熊本県熊本市中央区 細工町2-32

## 熊本県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項の異動届				
政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部	維新の党 熊本県総支部	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区坪井 4-3-35	熊本県熊本市 中央区坪井 4-7-5
政党の支部	維新の党衆議院 熊本県第1 選挙区支部	会計責任者の氏名	成瀬 満	大塚 信弥
政党の支部	自由民主党 熊本県熊本市 第四十一支部	会計責任者の氏名	山口 和子	山田 精哉
政党の支部	自由民主党熊本県 熊本市第六支部	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区上水前寺 二丁目1-65	熊本県熊本市 東区月出七丁目 1番15号西村ビル
			熊本県熊本市 東区月出七丁目 1番15号西村ビル	熊本県熊本市 中央区上水前寺 二丁目1-65
政党の支部	自由民主党熊本県 たばこ耕作組合支部	会計責任者の氏名	中山 義秀	広石 勝英
政党の支部	自由民主党熊本県 トラック支部	会計責任者の氏名	吉住 潔	宮崎 文昭
政党の支部	自由民主党熊本県 農業団体支部	代表者の氏名	梅田 穰	園田 俊宏
		会計責任者の氏名	藤川 修朗	山本 浩二
政党の支部	太陽の党熊本県 第四選挙区支部	代表者の氏名	園田 博之	田口 信夫
その他の政治団体	愛甲一典後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県球磨郡 あさぎり町免田東 4263-5	熊本県球磨郡 あさぎり町須恵 5871番地
その他の政治団体	あかるい熊本を つくる県民の会	会計責任者の氏名	井芹 栄次	永松 勝俊
その他の政治団体	磯田こわし後援会	会計責任者の氏名	小林 文雄	岡村 久男
その他の政治団体	糸岡てんどう後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区大江 1丁目13-10 ドルム大江1F	熊本県熊本市 中央区大江4丁目 11番地18
その他の政治団体	いわさか雅文を 応援する会	政治団体の名称	いわさか雅文を 応援する会	いわさか雅文 後援会
		代表者の氏名	淵上 利範	淵上 道憲
その他の政治団体	岩本浩治後援会	会計責任者の氏名	橋本 裕治	藤田 隆子
			橋本 広美	橋本 裕治
その他の政治団体	浦辺ともあき後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県玉名郡 長洲町長洲 2651-5	熊本県玉名郡 長洲町長洲 1924-1
その他の政治団体	江頭実後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県菊池市 隈府58	熊本県菊池市 隈府913-6
		会計責任者の氏名	富田 敬士	小川 公雄
その他の政治団体	小川たかとし後援会	会計責任者の氏名	藤好 悦子	川野 久美子
その他の政治団体	尾鷹一範後援会	代表者の氏名	西 四郎	松下 定久
		会計責任者の氏名	徳丸 宏美	西 四郎

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	小田たつお後援会	代表者の氏名	上村 公弘	嶋川 勢蔵
その他の政治団体	かまたさとる後援会	代表者の氏名	鎌田 聡	森 謙蔵
その他の政治団体	かわづ修司後援会	代表者の氏名	河津 修司	北里 智治
		会計責任者の氏名	佐藤 浩志	河津 宰治
その他の政治団体	川俣てつや後援会	代表者の氏名	下田 峰春	宮本 磨
その他の政治団体	菊池郡市医師連盟	代表者の氏名	樽美 光一	宮川 俊作
その他の政治団体	北里こうすけ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県阿蘇郡小国町宮原1760-1	熊本県阿蘇郡小国町北里2571
その他の政治団体	木原眞一後援会	代表者の氏名	渡辺 忠司	中川 信一
その他の政治団体	楠本千秋後援会	代表者の氏名	岡部 紀夫	水本 続
その他の政治団体	球磨畜産政治連盟	代表者の氏名	溝邊 一喜	西田 数男
その他の政治団体	熊本県医師連盟 荒尾支部	代表者の氏名	藤瀬 隆司	阪口 峻一
その他の政治団体	熊本県 歯科衛生士連盟	主たる事務所の所在地	熊本県山鹿市山鹿943-5 中山気付	熊本県熊本市東区若葉3丁目16-18福本気付
その他の政治団体	熊本県自動車 整備政治連盟	代表者の氏名	齊藤 直信	與縄 董
その他の政治団体	熊本県社会福祉 政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区長嶺東6丁目25-2	熊本県熊本市長嶺東6丁目25-2
		会計責任者の氏名	武元 典雅	栗崎 英雄
その他の政治団体	熊本県獣医師 政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区桜木6丁目3番54号熊本県畜産会館4階	熊本県熊本市桜木6-3-54 熊本県畜産会館4階
		会計責任者の氏名	佐藤 浩光	松田 光太郎
その他の政治団体	熊本県水産政治連盟	会計責任者の氏名	松高 博	白石 治朗
その他の政治団体	熊本県土地家屋 調査士政治連盟	代表者の氏名	西 龍一郎	坂本 敏則
		会計責任者の氏名	山田 文博	大窪 悟
その他の政治団体	熊本県トラック 政治連盟	会計責任者の氏名	吉住 潔	宮崎 文昭
その他の政治団体	熊本県農業者 政治連盟	代表者の氏名	梅田 穰	園田 俊宏
		会計責任者の氏名	藤川 修朗	山本 浩二
その他の政治団体	熊本県 山田としお後援会	代表者の氏名	梅田 穰	園田 俊宏
		会計責任者の氏名	藤川 修朗	山本 浩二

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	熊本県 理学療法士連盟	代表者の氏名	大島 正道	中島 喜代彦
		主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区本山3丁目 3-84 九州中央リハビリ テーション学院内	熊本県熊本市 西区春日2丁目 1-15熊本駅前 看護リハビリ テーション学院内
その他の政治団体	くまもと政経クラブ	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区上水前寺 二丁目1-65	熊本県熊本市 東区月出七丁目 1番15号西村ビル
			熊本県熊本市 東区月出七丁目 1番15号西村ビル	熊本県熊本市 中央区上水前寺 二丁目1-65
		会計責任者の氏名	大家 友弘	藤川 都
その他の政治団体	幸福実現党 人吉後援会	会計責任者の氏名	利光 哲也	河野 直美
その他の政治団体	幸福実現党 本丸後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 北区龍田9丁目 4-34-205	熊本県熊本市 龍田9丁目 4-34-205
その他の政治団体	こえきか	政治団体の名称	こえきか	園田みつよし 後援会
		主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 西区島崎 2-15-5	熊本県熊本市 西区松尾町 平山560
		代表者の氏名	園田 伸二	園田 光祥
その他の政治団体	小杉直後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区上水前寺 二丁目1-65	熊本県熊本市 東区月出七丁目 1番15号西村ビル
			熊本県熊本市 東区月出七丁目 1番15号西村ビル	熊本県熊本市 中央区上水前寺 二丁目1-65
その他の政治団体	小早川宗弘後援会	会計責任者の氏名	小早川 かほり	小早川 志乃ぶ
その他の政治団体	坂本さなえ後援会	代表者の氏名	山本 敬一	吉村 輝雄
その他の政治団体	坂本みちひろ後援会	会計責任者の氏名	坂本 美紀	坂本 一幸
その他の政治団体	沢田よしとも後援会	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 南区刈草 3-9-12	熊本県熊本市 刈草3丁目9-12
		代表者の氏名	吉崎 昭久	島田 昭憲
その他の政治団体	Jマリン有明労組 政策実現推進委員会	会計責任者の氏名	片山 一貴	馬場 清治
その他の政治団体	末松直洋後援会	代表者の氏名	岩岡 憲二	永田 武士
その他の政治団体	すがとしのり後援会	会計責任者の氏名	森本 勝善	田上 修二
その他の政治団体	杉村幸敏後援会	会計責任者の氏名	杉村 裕二	松永 俊一
その他の政治団体	全国小売酒販 政治連盟 熊本県支部	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 南区馬渡2丁目 14-23	熊本県熊本市 中央区城東町 5-3
その他の政治団体	全国商工政治連盟 城南支部	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 南区城南町 宮地1080-1	熊本県熊本市 城南町宮地 1080-1

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	園田博之後援会	代表者の氏名	中村 五木	久々山 義人
その他の政治団体	園田博之後援会 本渡支部	代表者の氏名	平山 泰司	安田 公寛
その他の政治団体	隊友稲穂会	代表者の氏名	森 三千雄	佐藤 和美
その他の政治団体	高橋周二後援会	主たる事務所の所在地	熊本県阿蘇郡 南小国町大字 赤馬場206-1	熊本県阿蘇郡南 小国町大字 満願寺7082-3
その他の政治団体	高山正夫後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市 東片町255 八代ICビジネス タウン101	熊本県八代市 西宮町1490-2
			熊本県八代市 西宮町1490-2	熊本県八代市 東片町255 八代ICビジネス タウン101
その他の政治団体	ただくま穰後援会	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市 大島48-4 ATビル301号	熊本県荒尾市 宮内出目 久保713の1
その他の政治団体	田中あつお後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区 梶尾町305番地	熊本県熊本市 梶尾町305
その他の政治団体	つつみやすひろ 後援会	主たる事務所の所在地	熊本県阿蘇郡 高森町大字高森 1990-1	熊本県阿蘇郡 高森町大字高森 2151-1
その他の政治団体	天水町 野田たけし後援会	会計責任者の氏名	池田 秀昭	尾池 博
その他の政治団体	東家範政後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 中央区大江5丁目 17-31 天神林ビル203	熊本県熊本市 中央区神水本町 6-6
その他の政治団体	中川かつや後援会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名市 高瀬270-1	熊本県玉名市 玉名1999番地1
その他の政治団体	中村あきひこ後援会	代表者の氏名	緒方 利一	西岡 和明
その他の政治団体	西村博則後援会	会計責任者の氏名	川崎 聖治	河端 信廣
その他の政治団体	日本遺族政治連盟 熊本県本部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 中央区紺屋町 2丁目8-1	熊本県熊本市 紺屋町2-8-1 遺族会館
その他の政治団体	野間口壽子後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 中央区本山町 113 A-1	熊本県熊本市 中央区本山町 106-507
その他の政治団体	橋口海平後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 中央区南熊本 3丁目9-27	熊本県熊本市 中央区出水 7丁目56番25号
			熊本県熊本市 中央区出水 7丁目56-25	熊本県熊本市 中央区南熊本 3丁目9-27
その他の政治団体	早咲京子後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 南区幸田1丁目 2-16	熊本県熊本市 幸田1-2-16
その他の政治団体	原口亮志後援会	代表者の氏名	藤井 良一	河添 恭輔
その他の政治団体	人吉球磨地域経済 研究会(がまだす会)	主たる事務所の所在地	熊本県球磨郡 あさぎり町 上北251	熊本県球磨郡 あさぎり町 上西128-8
		代表者の氏名	中村 春喜	尾鷹 一範

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	堀江たかおみ後援会	代表者の氏名	本田 明男	堀江 隆臣
その他の政治団体	本田浩一後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 田井島3-1-11	熊本県菊池郡 大津町大字室 1728-1
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七 第一項第一号及び 第二号に係る国会議員関係政治団体
その他の政治団体	前畑淳治後援会	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市 蔵満239番地1	熊本県荒尾市 万田1546-1
その他の政治団体	益田政昭後援会	会計責任者の氏名	木下 美佳	深川 昭徳
その他の政治団体	松岡隼人後援会	代表者の氏名	松岡 隼人	淵上 憲男
		会計責任者の氏名	松岡 美智子	坂口 主税
その他の政治団体	三倉みち子後援会	代表者の氏名	三倉 哲	馬場 佳代子
その他の政治団体	水上隆光後援会	会計責任者の氏名	水上 隆光	水上 寿雄
その他の政治団体	光永くにやす後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 東区健軍1丁目 19-26	熊本県熊本市 東区東町4-17- 3-204
その他の政治団体	宮崎きんじ後援会	代表者の氏名	山内 英敏	石原 正二
その他の政治団体	みやはら将志後援会	政治団体の名称	みやはら将志 後援会	宮原まさし後援会
その他の政治団体	山本秀久後援会	主たる事務所の所在地	熊本県葦北郡 芦北町芦北 2315-1	熊本県葦北郡 芦北町湯浦1505 -1石路の里内
その他の政治団体	山本ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市 中央区西子飼町 10番9号	熊本県熊本市 中央区下通1丁目 10番28号 栃原ビル3階
その他の政治団体	吉田こうへい後援会	主たる事務所の所在地	熊本県宇城市 松橋町久具 1961-1	熊本県宇城市 三角町波多 2886-9
その他の政治団体	よしだ裕司後援会	代表者の氏名	尾崎 基雄	大山 勝
		会計責任者の氏名	藤木 キヌエ	吉田 次男

熊本県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	次世代の党 熊本県支部連合会	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市 松原町25-10
政党の支部	次世代の党衆議院 熊本県第四支部	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市 松原町25-10
政党の支部	自由民主党熊本県 熊本市第十支部	井手 順雄	川口 賢寿	熊本県熊本市 西区沖新町829-2
その他の政治団体	石原やすなり後援会	石原 靖也	石原 奈保子	熊本県熊本市中央区 国府1-17-54
その他の政治団体	市川昭吉後援会	市川 昭吉	梅本 恵二	熊本県下益城郡 美里町弘川260
その他の政治団体	We are くまもと	三城 賢士	池田 麻衣	熊本県熊本市南区 田迎6-11-50
その他の政治団体	上田よしひろ後援会	上田 芳裕	佐伯 邦夫	熊本県熊本市 新屋敷3-7-5
その他の政治団体	大仁田ふじお後援会	大仁田 藤男	大仁田 徳治	熊本県天草郡苓北町 志岐1674番地3
その他の政治団体	大平雄一後援会	大平 雄一	大平 浩司	熊本県上益城郡 益城町島田960-1
その他の政治団体	尾方ひろなお後援会	古閑 正次	尾方 久子	熊本県合志市 須屋1458-34
その他の政治団体	小川たかとし後援会	長島 昌之	藤好 悦子	熊本県荒尾市 万田28-44
その他の政治団体	川野功後援会	木村 博之	林 幹雄	熊本県山鹿市鹿本町 来民1542番地
その他の政治団体	しばた茂美後援会	柴田 茂美	柴田 美貴子	熊本県熊本市北区 武蔵ヶ丘2丁目24番8号
その他の政治団体	下川寛後援会	徳永 悟	下川 みどり	熊本県熊本市東区 尾ノ上1丁目41-5
その他の政治団体	園田博之後援会 大矢野町支部	川端 祐樹	何川 雅彦	熊本県天草市 南新町9-38
その他の政治団体	大毅会	谷口 大	川元 はま子	熊本県玉名市 岱明町古閑306
その他の政治団体	田中功後援会	浮池 満志	柿本 幸一	熊本県水俣市 江南町6-2
その他の政治団体	田上和俊後援会	坂本 常人	伊藤 亮三	熊本県水俣市 月浦55-7
その他の政治団体	中尾とみえ後援会	矢野 浩之	菊川 義雄	熊本県荒尾市 一部419の2
その他の政治団体	中田雄士後援会	岡崎 誠男	吉永 栄治	熊本県宇土市 北段原町249番地
その他の政治団体	西山むねたか後援会	中川 正勝	西山 順子	熊本県宇土市 新町3丁目10-2
その他の政治団体	日本共和党	志柿 春男	志柿 富子	熊本県熊本市南区 元三町2-7-58
その他の政治団体	橋本美春後援会	橋本 美春	松岡 勝文	熊本県上天草市 大矢野町中3871-2
その他の政治団体	久村昌司後援会	黒田 正	古本 英二	熊本県葦北郡津奈木町 大字津奈木148番地
その他の政治団体	平岡茂生後援会	山下 光治	富永 陽一	熊本県天草市 亀場町亀川2349の2
その他の政治団体	福田恵介後援会	橋本 昌信	福田 五月	熊本県玉名郡南関町 関町1430
その他の政治団体	藤井修一後援会	河添 恭輔	中田 敏男	熊本県熊本市北区 植木町一木670-12
その他の政治団体	本田良一後援会 「熊政会」	本田 良一	元田 清隆	熊本県熊本市西区 花園7丁目12-16

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
その他の政治団体	前田かずたか後援会	宮脇 一成	米井 英八郎	熊本県荒尾市 牛水下391
その他の政治団体	三浦一水後援会 一水会	三浦 一水	鎌木 又男	熊本県山鹿市 津留2222
その他の政治団体	三倉みち子後援会	三倉 哲	三倉 重成	熊本県人吉市 瓦屋町2298-17
その他の政治団体	安田公寛君を支援 する同級生の会	松本 英二	小野川 洋	熊本県天草市 東浜町6-9
その他の政治団体	安田きみひろ後援会	松原 正岳	久保 満明	熊本県天草市 亀場町亀川12-5
その他の政治団体	山内親宣後援会	谷川 秀信	山田 博美	熊本県上益城郡 益城町福原1875 山内親宣方 洋間1室
その他の政治団体	山田礼二後援会	古嶋 忠典	山田 絢子	熊本県荒尾市 上井手449-3
その他の政治団体	よしだ裕司後援会	尾崎 基雄	藤木 キヌエ	熊本県宇城市三角町 波多1500-2

熊本県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
上田 芳裕	市議会議員	上田よしひろ後援会	熊本県熊本市中央区 新屋敷3-7-5	上田 芳裕
大平 雄一	県議会議員	大平雄一後援会	熊本県上益城郡益城町 島田960-1	大平 雄一
鎌田 聡	県議会議員	かまたさとる後援会	熊本県熊本市南区 島町4-4-30	鎌田 聡
河津 修司	県議会議員	かわづ修司後援会	熊本県阿蘇郡南 小国町中原4219	河津 修司
小路 貴紀	市議会議員	小路貴紀後援会	熊本県水俣市昭和町 1丁目1番1号	小路 貴紀
東家 範政	市議会議員	東家範政後援会	熊本県熊本市中央区 神水本町6-6	東家 範政
松岡 隼人	市長	松岡隼人後援会	熊本県人吉市下青井町 28-6	松岡 隼人

熊本県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年5月29日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治



資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
糸岡 天童	糸岡てんどう後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 大江1丁目13-10 ドルム大江1F	熊本県熊本市中央区 大江4丁目11番地18
江頭 実	江頭実後援会	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市隈府58	熊本県菊池市 隈府913-6
大西 一史	新世代政経懇話会	公職の種類	市長	県議会議員
		主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 本山町19-2	熊本県熊本市 本山町19-2
小杉 直	くまもと政経クラブ	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 上水前寺二丁目1-65	熊本県熊本市東区 月出七丁目1番15号 西村ビル
			熊本県熊本市東区 月出七丁目1番15号 西村ビル	熊本県熊本市中央区 上水前寺二丁目1-65
東家 範政	東家範政後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 大江5丁目17-31 天神林ビル203	熊本県熊本市中央区 神水本町6-6
本田 浩一	本田浩一後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 田井島3-1-11	熊本県菊池郡大津町 大字室1728-1
山本 浩之	山本ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 西子飼町10番9号	熊本県熊本市中央区 下通1丁目10番28号 栃原ビル3F

熊本県選挙管理委員会告示第 4 0 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 29 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定取消届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石原 靖也	市長	石原やすなり後援会	熊本県熊本市中央区 国府1-17-54	石原 靖也
市川 昭吉	町長	市川昭吉後援会	熊本県下益城郡 美里町弘川260	市川 昭吉
上田 芳裕	市議会議員	上田よしひろ後援会	熊本県熊本市 新屋敷3-7-5	上田 芳裕
大平 雄一	町長	大平雄一後援会	熊本県上益城郡 益城町島田960-1	大平 雄一
本田 良一	市長	本田良一後援会「熊政会」	熊本県熊本市西区 花園7-12-16	本田 良一
三浦 一水	衆議院議員	三浦一水後援会一水会	熊本県山鹿市 津留2222	三浦 一水

熊本県教育委員会公告第 1 4 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 27 年 5 月 29 日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 借入物品及び数量



- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 仕様適合証明書
- なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年6月30日(火)午後5時まで
- (4) 提出先  
1(3)に掲げる入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年6月30日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年7月9日(木)まで行う。
- (3) 入札説明会  
ア 日時 平成27年6月11日(木) 午前9時  
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館7階教育委員会室
- (4) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年7月8日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成27年7月9日(木) 午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年7月8日(水)(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが

- 判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとめる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとめる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
- イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班  
電話番号 096-333-2674  
ファックス番号 096-384-1509
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity  
A set of personal computers for education  
674 personal computers  
peripheral equipments and softwares

- (2) Deadline to supply commodity  
August 31th 2015
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and Place to submit bidding proposal  
July 9th 2015 10:00 am  
Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail  
July 8th 2015
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Educational Policy Division  
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8609 Japan  
Phone:096-333-2674
- (7) Other  
Language:Japanese  
Currency:Japanese Yen

### 熊本県教育委員会告示第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年5月29日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で業種が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成27年6月12日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

正 誤

平成27年4月10日熊本県公報目録第3号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	5 1	縦覧	従覧